

平成27年9月定例会
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成27年9月4日(金)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	平成27年9月4日(金) 午前 8時56分
閉 会 日 時	平成27年9月4日(金) 午後 4時21分
委 員 長	野本 恵司
委員会出席議員	
委 員 長	野本 恵司
副 委 員 長	矢島 洋文
委 員	加藤 久子 竹田 悦子 田中 克美 潮田 幸子 芝寄 和好
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 6 5 号	「健康づくり都市宣言」について	原案可決
第 7 1 号	平成 2 7 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 7 2 号	平成 2 7 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 7 4 号	平成 2 7 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 7 5 号	平成 2 6 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認 定
第 7 6 号	平成 2 6 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定
第 7 8 号	平成 2 6 年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について	認 定
第 8 1 号	平成 2 6 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定

委員会執行部出席者

(福祉こども部)

福祉こども部長	瀬山 久江
福祉こども部副部長	吉田 隆一
福祉課長	春山 一雄
こども未来課長	山崎 勝利
保育課長	永野 和美

(健康づくり部)

健康づくり部長	福田 芳智
健康づくり部副部長兼健康づくり課長	
	小沢 信吉
健康づくり部参事兼スポーツ健康課長	
	森田 政男
健康づくり課副参事	齊藤 隆志
国民年金課長	瀬山 慎二
長寿いきがい課長	高木 啓一

(教育総務部)

教育総務部長	田中 潔
教育総務部副部長	加藤 薫
教育総務課長	村田 弘一
生涯学習課長	細野 兼弘
生涯学習課副参事	山崎 武

(学校教育部)

学校教育部長	牧田 卓司
学校教育部副部長兼学務課長	
	服部 幸司
学務課副参事	大島 進
学校支援課長	橋本 浩
教育支援センター所長	松本笑美子

吹上支所副支所長	杉山 彰男
川里支所副支所長	馬橋 陽一

書記 篠原 亮
藤平 美由紀

(開議 午前8時56分)

(委員長) ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、引き続き質問を続けたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

(竹田) 歳入から伺います。

19ページのいわゆる収入未済額ですけれども、監査委員の意見書のページの、これは中にも、11ページにも出ていますけれども、保育所運営費保護者負担金の収入未済額がふえているということになっています。それは、数字で出ていますけれども、監査委員の意見書の11ページ、決算書の中の19ページで収入未済額がそれぞれ私立保育園で251万、公立で約134万円、学童では約190万円滞納があるよということなのですが、滞納者の実態をどうつかんでおられるのかまず伺います。

(保育課長) 滞納者の実態の把握についてでございますが、現在入所している児童、それから兄弟が入所している方につきましては、すぐご本人に会えるということもありまして、催告書というのを皆さんにお送りしまして、その反応を見てというようなことでやっております。

(竹田) それは、いわゆる行政の側の働きかけの実態ですよ。私がお尋ねをしたいのは、働きかけられるいわゆる利用者の皆さんの実態はどうですかということなのです。例えばお金があるのに保育料を払わない方がおられるのか、本当に生活困難で保育料も払えないのかということの見きわめが大事だよというのは監査委員の中の意見書にもありますので、やっぱり滞納の実態をよく把握して対応しなさいということもありますので、どうつかんでおられるのかお尋ねをしている。

(保育課長) 実際は、面と向かってお会いしてお話ができる方につきましては、実態を把握して、では分納になさいますかとか、そういうようなこともこちらからお話ししてやっていますけれども、会えない方の把握についてはちょっとできていないような状況でございます。

(竹田) 分納になさいますかという会話をするとすることは、経済的に大変だということの一つの実態があるということですね。まとまって払える能力があるにもかかわらず払っていないということではなくて、分

納ということは、払える能力がないから分納ということでもいいですね。生活の実態からいって、やっぱり今子育て世代が非常に貧困化が進んでいる、非正規の割合がふえているという実態を見ると、そういう状況があるのですかということをおっしゃって再度確認します。

（保育課長）保育料は、もともと所得に応じて段階がありまして、所得に応じた額になっておりますので、それでも大変だという方にはそういうお話もしておりますが、基本的には所得に応じてですので、払っていただけるのかなというのは前提にしてはおりますが、そういう方もいらっしゃるということです。

（竹田）保育料の仕組みそのものが前年度の、今年度から地方税になりましたけれども、前年度の所得に応じて保育料が決まるわけだから、前年度の所得があった場合は当然ことし払うようになるわけです。けれども、ことしの生活状況というのは、例えば失業してしまった場合、失業したために保育料を安くしてくださいと言える制度はあるのでしょうか。

（保育課長）制度ございます。

（竹田）それを利用した方はおられますか。

（保育課長）今手元に資料がございませんので、後で調べてお答えさせていただきます。

（竹田）続いて、117ページの難病患者手当です。他の委員の質問に対して20人申請者がふえた。しかし、680万円不用額が発生していますというご報告がありました。お尋ねをしますが、そもそも5,000円から1,000円にした理由は、難病と言われる特定疾患の範囲が広がると。申請する人も1.9倍ふえるだろうと、国はそういう見通しの中でありました。そういうこともあって1月から難病患者手当を5,000円から1,000円にしたのですが、お尋ねをしますが、新たに認定された症状で1月から申請した方はおられますか。

（福祉課長）難病患者の条例改正について、1月1日から、26年度中に新規で申請された方というのが何件かということで、ほんの数件だったと思います。10件に満たない数で、ちょっと手元に資料がありませんの

で、また調べて後で報告をさせていただきます。

（竹田）では、難病患者手当を申請する仕組みについて確認をします。

（福祉課長）難病患者手当につきましては、鴻巣の保健所のほうに対象の方が申請に参りますので、そちらのほうに市のほうからパンフレットを、対象の方が来ましたら渡してくださいということでご案内をして、そのパンフレットを見た方が市の福祉課のほうに申請にいらっしゃるという手続になっております。

以上です。

（竹田）では、難病患者として認められるのには保健所ではどのくらいの期間がかかるかということ、その認定された段階で市はさかのぼって手当を受けることができるのかどうか伺います。

（福祉課長）県のほうに難病患者申請しまして、二、三カ月程度かかるようなお話は聞いております。ただ、こちらの手当につきましては、申請月の翌月だったと思うのですけれども…申請月の翌月から対象となります。

以上です。

（竹田）今課長は、申請してから二、三カ月かかるとおっしゃいましたよね。認められて、申請してから、翌月ですよ。ということは、新たな難病として認定された部分は、申請して二、三カ月かかるわけだから、1月に施行されて、この症状は難病の対象ですと言われて、申請して二、三カ月かかるわけでしょう。そして、認められて翌月から初めて難病患者手当をもらえるということは、1月から減らす理由がありますか。

（福祉こども部長）難病患者手当につきましては、昨年9月の条例改正ということで、1月から手当の変更をさせていただきました。その理由として、先ほど委員のほうのおっしゃったとおり、難病患者の指定がふえるということもありますし、あわせて福祉全体の扶助費の関係を見た中で、実は単独事業であった難病患者手当の支給については見直しをさせていただきますということのお願いもあわせて差し上げました。そのことによりまして、1月からの変更にさせていただいたという経緯がございます。根拠といたしましては、障がい者の自立支援給付費のほうの伸

び率が決算でいいますと約8.7%の増で、差額でいきますと昨年と比較しまして扶助費だけでも1億を超えてふえております。難病患者さんも実は障がい者の自立支援給付費に該当した場合には受けられるということもございいますので、総合的に勘案した中での改正ですので、ご理解をいただきたいと存じます。

(竹田) ご理解というか、一番受給者の人が1月から削られたことに理解をしていないのです。だから、私も6月議会で質問をして、そして今度9月議会でもやってくださいというふうに難病患者の人から意見がたくさん来ているのです。特に該当する症状については、特定疾患と言われている症状については公費の負担がありますけれども、働けないでいる人たちが他の治療、歯の治療とか血圧の高い治療とかした場合は自己負担させられるのです。圧倒的には働けないという中で、消費税が増税された分は福祉に回ると言われながら福祉に回っていないというところに一番難病患者の人たちは怒りを持っているのです。ですから、収入で見ると、対応するところではないですけれども、消費税の増税分の特例交付金としてふえているわけです、約5億円くらい。その分をちゃんと回せば、福祉に使うといっても私は妥当ではないかというふうに思います。そういう点で戻すお考えはないのでしょうか。

(福祉こども部長) 社会保障制度の改革の中であらゆる事業についての見直しをさせていただいております。現在難病患者手当の話をし上げるときには、障がい者の自立支援給付金の話もしましたけれども、逆に子育て支援策のほうの充実に向けて新しい新規事業も始めておりますので、全体、鴻巣市の行っている福祉事業の全体の中で見直しをする中で9月に改正をさせていただきました。

以上です。

(竹田) わかりました。今やっても時間ばかり、だけですから、平行線たどるので、あえて私はこの部分の問題では、生きるか死ぬかと日々向き合って生きておられる皆さんの問題ですので、これからも引き続いて取り上げていきたいというふうに考えています。

続いて、福祉タクシー券です。119ページで、これはほかの委員が、福祉

タクシー券は初乗り料金730円の12枚と、700円分の12枚とおっしゃいました。12枚というのは、県内の中ではどういう位置にあるのでしょうか。

（福祉課長）鴻巣市につきましては、年間12枚のタクシー券ということでございますけれども、タクシー券のほう、対象者を鴻巣市のほうが広く捉えておりまして、身体障害者の1、2級、療育手帳の○A、A、あるいは精神障害者手帳の1、2級ということで、他の市町村よりも対象が広いということですので、12枚ということの金額になっております。

（竹田）その答弁はちょっと違います。私たちが手にしている社会保障をよくする会の社保協キャラバンの全県の資料によると、障害の2級、身体障害者2級といたしますけれども、例えばさいたま市とか上尾市とか桶川市は3級まで範囲を広げているということもありますし、12枚というのは県内の40市の中で最低のレベルなのです。24枚だったり、36枚支給しているのです。この実態をどうお考えですか。

（福祉課長）福祉タクシー券につきましては、26年度の利用率のほうが95.1%ということになっております。あと……失礼しました。68.4%です。燃料費のほうが95.1%です。タクシー券の利用率は68.4%で、支給はしておりますけれども、まだ利用率のほうが低いということから、12枚でも今のところよろしいのかなという考え方もあると思います。以上です。

（竹田）初乗り運賃で12枚だけということは、帰ってこれない、半年で終わってしまう。行ったり来たりして1回に使った場合、終わってしまうのです。だから、行っても帰ってこれないので行かないという人たちも出てくると思うのです。12枚で終わってしまうわけだから、そういう点からいうと、ほかの自治体が24枚とかやっているのに鴻巣だけがさっさと12枚にした。以前は24枚でしたよね。そういうところでいうと、さっき言った社会保障の構造改革の中で削った部分のこれは一環なのです。

（福祉課長）福祉タクシー券につきましても、自立支援法から総合支援法に変わったりしまして、総合支援法の中の事業費というのが年間1億円ぐらい伸びておりますので、そういった中で市単独事業である福祉タ

クシー事業については縮小せざるを得ないというふうな状況で、部長も先ほど答弁ありましたけれども、総合的な中で判断したことでございます。

以上です。

（竹田）さっきから言っているように、1億円伸びたって消費税増税分が5億円去年より余分にふえているのです。消費税は福祉のために使われるとあって、みんな払っていて、国から鴻巣に来る消費税交付金は5億円ふえているのです。5億円ふえているのですよ。1億円分が伸びているからとあって、なぜ使わないのですか。むしろ1億円減ってきているわけでしょう。そうして、本来必要な部分なのに5億円分余分に来ているのだから、ちゃんと私は使うべきだと考えますが、どうでしょうか。

（福祉課長）先ほどの1億円というのが、おおむね、約なのですけれども、毎年1億ずつ伸びておりますので、総体ですと2億、3億と積み上がっていきますので、そうすると5億円もやがてそれでは足りなくなるという状況になってくると思います。

以上です。

（竹田）いいです、これは平行線ですので。でも、5億円ことしは余分に来たのです、去年と比べて。1億円だけ減らすという必要はないと思いますので、あえてここは申し上げておきます。

続いて、重度心身障害者手当、これも同じあれですけれども、昨年11月14日付で重度心身障害者手当受給者様というお手紙を原口市長の名前で差し上げていると思います。今、重度心身障害者手当の条例改正が行われて、昨年の9月議会で、改正の内容は月額3,000円または1,500円の重度心身障害者手当を受給されている方は平成29年1月から手当が廃止になりますとお手紙が行ったのです。そのかわり65歳以上の方で介護保険の滞納がなく、市町村民税非課税に属する方は、重度要介護高齢者手当月額5,000円に切りかえられますので、担当までご相談くださいと、こういうお手紙が行きました。これによって、そうか、自分は対象者になるとあって切りかえた方はどのくらいおられますか。

（福祉課長）重度心身障がい者で重度要介護高齢者手当5,000円と重度心

身障害者手当1,500円の重複者、26年の1月の時点でございますが、こちら48人というふうに……

(何事か声あり)

(福祉課長)失礼しました。27年の1月です。制度改正があったときです。27年の1月時点で大体48人ぐらいというふうにこちらで把握しております。

以上です。

(竹田)ということは、今受けている人は48人ですよ。切りかえた人は48人ということですか。

(福祉課長)重度要介護高齢者手当5,000円に切りかえた方が約48人ということをお願いいたします。

(竹田)ということは、おたく様は受給資格を喪失しますよとお手紙出した方は何人ですか。

(福祉課長)済みません。対象者の通知した数まではちょっと把握をしております。

(竹田)わかりました。とにかく非常に熱心にいろんなところで削っておられるなというのがよくわかるのですけれども、それで重度要介護高齢者手当というのが、決算の数字を見ると、平成25年度は1,811万5,000円だったのが平成26年度は1,743万5,000円なのです。切りかえた人たちも含めたけれども、約700万執行額が減っているのです。その理由は何でしょうか。

(長寿いきがい課長)25年度の延べの人数が3,623人、26年度の実績が3,487人ということで、延べ人数といたしましては減っておりますが、12月支給の人数といたしましては、25年の部分が334人、26年の部分が338人ということで、ここでは若干ふえているという状況でございます。

以上でございます。

(竹田)延べ人数で何か減ったというのは、対象者が減ったのですか。それは、もう自然増だった。申請についてよく知らないとか、そういうことも含めて、さっき言った48人は重度心身障害者手当から重度要介護高齢者手当に移行したけれども、でも延べ人数は減っているわけですよ

ね。執行額も減っているというその仕組み、なぜそうなったのかというのをちょっとお尋ねします。

（長寿いきがい課長） ちょっとその減った内容につきましては、手当が移行した部分についての把握を十分にしておりません。ちょっと後で詳細を確認させていただきたいと思います。

（竹田） 続いて、学童保育です。学童保育は、131ページからいろいろな施設でこれだけ使いましたということで執行額が出ていますけれども、ことしの4月から学童保育室、子ども・子育て支援法が改正になって、放課後児童クラブということで、基本的には6年生まで受け入れるということになりましたけれども、この執行状況を見ると、新たな施設整備、6年生まで受け入れるための施設の拡充とか施設整備執行額がないのですが、放課後児童クラブにするために施設を拡充したりした項目というのは、この決算書の中の何ページに出てくるのでしょうか。

（保育課長） 例えば田間宮放課後児童クラブなのですけれども、そちらは施設を整備するというのではなくて、児童センターの一室を貸していただくということで対応をいたしましたので、そちらは整備を行っておりません。また、ちょっと遅くなってしまうのですけれども、馬室の放課後児童クラブにつきましては、今年度プレハブを建てるという計画で今準備を進めておりまして、建てるまでの間、愛里巢というところの図書室をお借りしているということで、予算的には特にはこの中にはのってきておりません。

以上です。

（竹田） 前任者がやったことを新たな課長がお答えしなくてはならないという、皆さん、ご苦勞もあると思うのですけれども、基本的には新しい制度が始まる時には、そういう見通しを皆さんお持ちですから、ちゃんと整備をして、ふえるだろうという部分についてはきちっと整備させていただきたいと思いますが、その中で神明学童室は非常に園庭が狭いです。園庭というか、遊び場のところが、あの三角地帯のところ。狭いので、隣にある公園を使おうとしたら……公園のことは質問できないのだ。ちょっと要望ですけれども、公園ではいわゆるチームとしてのサ

ッカーやるなどか、皆さんご存じだと思っておりますけれども、野球をやってはいけませんとかという禁止事項がいっぱいあるのです。だけれども、あそこの公園はほとんど使っていないということも含めて、ぜひ担当課のほうにお願いしてほしいのは、公園、園庭が狭くて、特に学童だと5、6年生になると元気に走り回りますよね。そういうことも含めて、あの公園をもっと自由に使わせてほしいということ要望していただきたいと思うのです。神明学童の件では、狭くて大変という声がありますので、ぜひよろしくをお願いします。

それから、145ページの保育緊急確保事業として保育士処遇改善特例事業として補助金が出ています。私も資料請求して、皆さんにご苦労いただいてまとめていただいた中に、私立の保育園にどのくらいの補助金を出しているかという資料も出していただきました。一番は、保育士の確保ができないというのが私立の保育園、民間の保育所の悩みなのです。そのために認可保育所、家庭保育室の補助の経年変化というのでナンバー10の資料の中で出していただいて、特に一般会計の中から保育士処遇改善があります。それと、2分の1出して、私がお尋ねをしたいのは、民間保育所へ、あるいは家庭保育室の補助の経年変化の中で保育士の公私間格差がどのくらい埋まってきているのか。公立保育所の保育士さんは、約30万くらい給料とりますけれども、私立は私の知っている人で長く園長先生やっていますけれども、手取りが25万だそうです、60歳で。そういうところでいうと、もっと処遇改善費をふやす必要があるのではないかと思います。昨年度この決算額で私立の認可保育所に1人当たり幾ら処遇改善費として上がったのか。これで全体で見るとよくわからないので、1人当たり処遇がどのくらい上がったのかということをお伺いしたいと。

（保育課長）昨年度ですが、保育士の常勤職員分が928人分です。それから、非常勤の職員分が163人分、それから保育士以外の保育園に勤めている方の処遇改善が230人分です。

以上です。

（竹田）ということは、これを割ればいいのですよね。どういうふう

各保育園で分けるかは別としても、この中から、この人たちの頭数で割れば一人頭の金額が、処遇改善費として執行されていますよという解釈でいいですね。

（保育課長）各園によって1人当たりの賃金の額等も違いますので、基準額が違ってきますので、一概には割ればというわけにはまいりませんが、基準に従ってこの人数で出ております。

（竹田）わかりました。では、これはまた別の機会に細かく質問して、鴻巣の保育を支えてくださっている皆さんにもっと処遇改善をしていただきたいということをお願いしておきます。

続いて、261ページと267ページから、本の整備、図書整備費として執行されているのかどうかまず確認をしておきますが、図書の整備率が各学校ごとに違ってくるその要因というのはどこにあるのでしょうか。

（委員長）時間になりますので、この質問のやりとり……

（竹田）あと3分。3分だよ。

（委員長）最後にしてください。

（教育総務課長）今のご質問は、各学校ごとにおいて図書の充足率が高いところと低いところがあるのはどうしてかということだろうと思われまますけれども、まず充足率につきましては、学校で管理している図書の数ということで、これについては国のほうである程度標準数というのが決められておりまして、その中で古くなった本、それから使用の激しい本等については、基本的に学校のほうで処分をしていただいているという。また、購入する本につきましても、学校のほうで限られた予算の中でこういう本を購入したいということで市のほうで予算を執行しているという、そういう状況でございます。

（竹田）本来子どもはどこの学校に行くかということも選ばませんから、最低限国の整備率に合わせるように、各学校と相談しながら、来年度は予算について検討していただきたいということを要望しておきます。最後です。いいですか。

（委員長）続きは後でできますけれども、終わりにしますか、この1問で。

(竹田) あと1個だけいいですか。ちょっとあと時間配分との関係で、30分のルール守りますから。

(委員長) だから、今の方が終わったらそこで1回切りたいと思います。

(竹田) では、わかりました。終わり。

(矢島) 初め、169ページ、障害者等歯科診療運営業務委託事業についてお伺いをいたします。これ新規の事業だと思うのですが、重度の障がいをお持ちの方が県のリハビリテーションセンター等に通院している中で、身近な歯科医院で治療ができることは大変素晴らしいことだと思います。当初20名程度の利用を想定していたようですが、実際のところはどのような状況だったのでしょうか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 今現在なのですけれども、重度の障がい者等の登録者数が23名となっております。

以上でございます。

(矢島) 1年度やってきた中で、この事業についての評価、率直な評価をお聞かせいただきたいと思います。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 昨年10月からこの制度始まりました。実績といたしましては、10月から3月末までに延べ人数で107名の障がい者が受診を受けております。障がい者の保護者の方からもお話を伺いましたが、今までは遠く嵐山郷という障がい者施設や上尾のリハビリテーションセンター、どうしても遠いので、非常に足的な問題で厳しかった点があったのですが、駅前にできたということで、非常に通いやすくなったということでの好評を得られているというところがございます。

以上です。

(矢島) この費用、人数で割るとかなり1人当たりの費用は高いと思われれます。珍しいと言うと怒られてしまいますけれども、よくやっているなど感心しております。もっともっとPRすべきかなど。今の感想なのですが、今後継続していくかどうかについてどのような協議がされたのか、どういう方針を今現在お持ちなのかお伺いします。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) この事業につきましては、い

わゆる単年度委託して済むという問題ではないという観点から、昨年度契約する際には5年間の長期の継続契約ということで、平成26年度から平成30年度ということで契約を結んでおります。継続的に障がい者の方が身近な地域で歯科診療を受けられるというメリットを含めまして、駅前ですとということもございます。新しい事業でそれなりに初期投資費用もかかる、人件費等も、今度の場合麻酔科等の配置も想定されております。そういった中での試算、計画をした上での年度における予算を組んで5年間という契約を結びましたということでございます。

以上です。

(矢島) ありがとうございます。ぜひ5年で終わらせることのないように要望のほうしておきます。

次に、171ページ、予防接種事業についてでございます。まず初めに、この中の賠償金、これについての説明をお願いいたします。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) こちらについては、昭和41年に東小学校で集団接種をした際に健康被害に遭われたということに対する、ですから昭和41年度からですから、もう既に30年以上経過しておるのですけれども、予防接種によって体にふぐあいを生じておりまして、その方現在東京都にお住まいなのですけれども、そのときに起因する障がいでも今も不自由な生活余儀なくされているという中で、そういう賠償補償制度が国、県でございました。その関係で、今現在までもその賠償については補償を行っているといった状況でございます。

以上です。

(矢島) ありがとうございます。

予防接種ですが、予防接種率ですけれども、限りなく100%に近づけたほうがいいとは思いますが、それに対する工夫、どのように100%に近づけるための工夫を行っているかお聞かせください。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 主に乳幼児に対する予防接種が多いわけでございます。出生届出されて、母子健康手帳をお受け取りになるわけですが、その際にも当然詳しく予防接種の内容だとかについて周知、啓発、刷り物的にお渡ししております。また、4カ月健

診等においても予防接種についてのご相談を受けておるということで、現在乳幼児については限りなく、100ということではないですけれども、九十八、九%の接種率かなということでは捉えております。

以上です。

（矢島）そういうパンフレット、チラシなどに副作用のことについてはどのくらいの情報量を提供しているのでしょうか。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）具体的に副反応について細かく明記していることはないのですが、予防接種後の副反応については当然起こり得ることだという一文は入れております。あとは、個別にお子様に対する接種についてお悩みというか、ご質問がある方そこそこおりますので、その際には担当保健師のほうで丁寧にご説明を差し上げているところがございます。

以上です。

（矢島）続きまして、その下のがん検診事業についてお伺いたします。初めに、この予算書の中の医師、補助者等の謝礼とがん検診委託料の関係、このがん検診委託料の中に全て含まれるのではないかなと思ったのですが、医師、補助者等の謝礼というのはどんな内容なのでしょう。委託料の中にドクターですとか補助者の費用も入っているのかなと思ったのですが、どうでしょう。そこのところだけお聞かせください。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）がん検診やる際には、集団、個別、いろいろあるわけなのですけれども、主に集団でやる場合、当然委託料に入っている部分で、医師会なり健康づくり事業団に支払う委託金はあるのですが、そのほかに市として補助者的なもの、補助者がメインなのですけれども、そういった看護師だとか保健師さん、職員以外の者を頼むといったようなことが主な理由でございます。

（矢島）このがん検診、やはり受診率については半分程度かなと思いますが、もしわかればここ3年間ぐらいの受診率の推移をお聞かせいただきたいと思います。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）受診率の推移につきましては、各種がん検診の種類があるのですけれども、重立ったもので、女性の乳

がんの検診につきましては、平成24年度が13.7%、25年度が15.4%、26年度が17.9%ということで、若干ではございますが、年々増加している。それは、無料クーポン券の利用による受診ということも今あるのかなという想定がございます。また、大腸がんの検診につきましては、これは男女ともでございますが、平成24年度が25.1%、25年度が25.9%、26年度が26.4%ということで、こちらも微増しておるといふ状況、こちらでもクーポン券利用ということがございます。やはり無料でクーポン券、当然その要因は大きいわけですが、毎年個別に通知を差し上げた中で積極的に勧奨は継続的に行っております。そういったことが原因をしているのかなというふうに捉えております。

以上でございます。

(矢島) その受診率、例えば乳がん、13、15、17とふえているということなのですが、この率についてはどのように評価をされているでしょうか。大腸がんは25とありますけれども、それぞれどういうふうな受診率について評価をされているかお聞かせください。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 根本には健康に対する個人、個人の考え方の捉え方もあるのですけれども、また例えば乳がんにつきましては、個別と集団という、検診車が保健センターなりに来てやる集団と、あとは市内の個別のお医者さんに行つて検診を受ける方というシステムがあるのですが、受け手側の医師会というか、病院側のほうの乳がん検診をできるお医者さんというのがまだまだ少ない。市内に三、四カ所というような状況でございます。そういった検査機関がもっとふえて充実されれば、これについてもより個別で受けたいという方も当然ふえてきておりますので、もうちょっとふえるのかなという感じは持っております。

以上でございます。

(矢島) 受診率を上げるための工夫、もう何年かやってきていると思うのですが、長年やってきていると思うのですが、その辺のことについて、例えばこういう節目にこういうやり方をしたのだと、そういった実績があればお聞かせいただきたいのですが。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）先ほど申しましたように県の無料クーポン券による補助制度を使つての方向性というか、やり方が一昨年あたり、23年度だったかな、ぐらいから始まったわけなのですが、当然それについてはかなりの感触を得ているわけでございます。それ以外については、やはり日ごろからの啓蒙、啓発的なことを地道に行つていくしかないのかなということでありまして、ただ集団検診につきましては、日曜日とかにも今行つておりますし、そういったことで広く受診が可能な機会を設けられるように原課としては努力をしているところでございます。

以上です。

（矢島）では、この件について最後です。受診率の目標値を設定する気持ちはございますでしょうか。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）目標というか、希望的にはもちろん100という数字が好ましいわけですが、それはどうしても無理だということの中で、少なくとも前年、現年を上回る数字を来年度に持っていきたいという程度で、何々検診が例えば50%とか70%とかという数字を掲げたとしても、実際そこにつつまして本当にそこまでもくろめるのかというのは微妙なところでございますので、今申しましたとおり少なくとも前年比以上な数字を上げたいということでお考えいただきたいと思ひます。

以上です。

（矢島）続きまして、173ページ、一番下の自殺対策事業でお聞きをいたします。庁内推進委員会の開催の回数、それから内容についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）庁内連絡会につつましては、開催回数は2回でございます。庁内における自殺に関連する部署ということで職員に集まつていただきまして、その年度における取り組み、また各課の連携について確認をするという、そういった会議でございまして、あとは自殺対策事業といたしまして、キャンペーン事業だとか講演会、そういった大きな事業がある際に自殺対策庁内連絡推進委員の協力

をもってやるわけなので、その確認事項、そういったことで連絡会を開催しております。

以上です。

（矢島）担当部署のネットワークをつくりということですが、この辺について具体的にどのようなネットワークが構築されたのかお聞かせください。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）確たるネットワークということで、実は昨年度、自殺対策条例、議員提案における条例が成立したわけですけれども、その中で今後より強化、強固にするにはそういったネットワークづくりを進めていくということで、現状は庁内連絡会という中での連携ということですが、もっと幅を広げた上でのネットワーク構築を今後検討していくという状況で、今検討作業に入ったところでございます。

以上でございます。

（矢島）さまざまな形での相談体制も構築するとなっておりますけれども、相談体制についてもどのような検討がされているのかお聞かせください。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）主に自殺に関する相談については、主管課であります健康づくり課、保健センターのほうにいろいろな質問というか、相談がございます。また、メンタルヘルス的な、臨床心理士をしつらえまして、そういう相談会も定期的に行っておりますけれども、各庁舎内の課におきまして、当然借金苦でちょっと死にたいだとか、そういったことが時たま、収税部門であったり、やさしさ支援部門であったり、そういうところにお話があります。現状では、保健センターが今核となりまして、そういった情報を集約というか、連携をとりまして進めているところで、そういう形をどのようにしていったらいいかということも今後の検討材料でございます。

以上です。

（矢島）悩みを持たれている方の相談、大変難しいと思います。保健センターで主に相談を預かるわけですけれども、それぞれの部署というの

は、それではただ単に交通整理をするだけのような気がしないでもないのですけれども、その辺については全庁的に取り組むためにはどうしたらいいのか、どうすべきなのか、考えがあればお聞かせください。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）おっしゃるとおり各課においては、いわゆるそういった方が来たよ的なことで交通整理的な、現状はそういうところもございます。ただ、繰り返しますが、そういったことについて本当にどうしていくのかということを経後にさらに煮詰めていくという段階でございますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

（矢島）では、この問題の最後です。ゲートキーパー養成講座の開催ということで、一般市民、市職員、それぞれの参加者の人数をお聞かせください。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）ゲートキーパーの研修につきましては、平成24年度から毎年実施しております。こちらにつきましては、取りかかりから主に市の職員を中心に、また市民の方については民生委員さんとかがお声がけをいたしまして、24年度から現在まで約600名程度のゲートキーパーの養成ということで行っております。内訳は、ちょっと細かいところ申しわけないのですけれども、大部分が市の職員。市の職員からまずそういった認識を植えつけていこうということで始めましたので、現在そういった状況でございます。

以上です。

（矢島）続きまして、183ページ、夜間診療所運営事業についてお尋ねをいたします。これについては、年間の件数ですとか受診の内容、この辺について把握されているようであればお聞かせいただきたい。なおかつ、例えば受診に来られて、手に負えないと、次の機関へもし搬送されているような件数がわかればあわせてお聞かせください。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）夜間診療所につきましては、平日、夜間の19時から22時までということで、医師会の先生方に2名お越しいただきまして診療を行っております。昨年度の1年間の実績は、782名の方がお見えになっております。その中で、病気の種類のものは、

突発的に起きる腹痛だとか熱が出たとか、あとは虫に刺されたとか、非常に多種多彩でございますので、統計的に今手持ちにはないのですけれども、家庭の中で起こったそういう切り傷、刺し傷、そういったものがありますので、そういった来所が多い状況でございます。また、時に重篤な症状に近い方も来られるのも事実でございます。その際には、当然2次救急的な北里の病院であるとか救急指定病院のほうにおいでいただいているドクターのほうから、直接電話をしていただきまして、そこに向かっていただくといったような体制をとっております。

以上でございます。

（矢島）そもそも根本的なことなのですが、夜間診療所ということで、担当としては比較的急な疾病を想定をしているのか、それとも何でもいいよ、ウエルカムだよって、どちらを想定しているのでしょうか。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）基本的には急な、先ほど申しました家庭内での事故等における診察ということでございまして、本当に救急、第1次救急という意味合いで設置しております。ですから、ここでの治療というのは、専門的な治療は当然でき得ません。なので、それ以上の、例えば傷を縫ったり、軽い手術をしたりしなければいけないということではできませんので、そういった意味で2次救急につながるような、その中間地点という位置づけで実施しております。

以上です。

（矢島）続きまして、265ページ、小学校ふれあいサポート事業についてお尋ねをいたします。ちょっと細かい話ですが、この負担金、埼玉県特別支援学級設置校校長会負担金、これ中学校のふれあいサポート事業の中にもこの負担金があるのですが、小学校のほうは1万9,500円、それから小学校のほうは6,000円です。対象となる児童生徒の数が違うのは重々わかっておるのですが、この差につきまして、小学校のほうの校長会の負担金支払っているわけですので、この事業内容についてお聞かせください。

（教育支援センター所長）今の質問の設置校校長会負担金ということでございます。こちらは、設置してある各小中学校、1校につき負担する

もので、通級指導教室のみを設置する学校もということで負担をしております。内容としては、設置校長会の中で特別支援に関していろいろな研究とか、そういうものをやるということで、校長会のほうで組織をしておるといところでございます。

以上です。

（委員長）もう一度お願いします。

（教育支援センター所長）校長会、設置校の校長先生方が集まりまして、特別支援に関する、これからどういう学級運営をしたらいいとか、そういうものの研究も含めて設置されている、つくられている会なのです。設置校の校長は、特別支援学級及び通級指導教室も含めた全部の、特別支援を要するそういう学級を組織している学校の校長先生方の集まりということで、鴻巣でも設置している学級分の負担をしているといところでございます。

以上です。

（矢島）済みません。では、端的に、小学校と中学校の同じ設置校長会の負担金の差については何が違うのかお聞かせください。

（教育支援センター所長）小学校と中学校の設置数によってということで、小学校、中学校それぞれ設置学級が違いますので、その違いです。数です、設置数。ですから、小学校のほうでは現在11校（P30「13校」に発言訂正）、それから中学校のほうでは4校の設置をしております。以上です。

（矢島）大切な事業で、なくてはならない事業だと思っています。そういう中で、設置校長会がどんなような活動をしているのかというのをお聞かせいただきたかったですけれども、対象となる学校の数によって活動の差が出るとはちょっと思えなかったものですから、お聞きしたものでした。

（教育支援センター所長）詳しい内容については、またちょっと調べましてご報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

（矢島）続きまして、281ページ、川里生涯学習施設建設事業のところの

補償料、これについての説明をお願いいたします、まず。

(教育総務課長) 川里生涯学習施設につきましては、平成26年の春、事業が完了しまして、事業完了に伴いまして周辺家屋の14物件を、事務所、住宅、物置、車庫等調査いたしました。そのうちの3軒補償してございます。内容でございますけれども、コンクリートのクラックのすき間が拡大したお宅が1軒。それから、建具が閉まらずコンクリートクラックのすき間が、あとはブロック等のねじのすき間が拡大した、それからタイルが破損した、そのようなお宅が1軒。それから、もう一軒のお宅については、コンクリートのすき間が拡大、それからコンクリートのクラックが新たに発生したという3軒について物件補償を行っております。

(矢島) これは、保険か何か入っていらっしゃる、入っていない。入っているか入っていないかお聞かせください。

(教育総務課長) こちらについては、保険ではなく物件補償料ということで、市のほうの一財で対応しております。

(矢島) これについて、工事の下手際ということは考えられなかったのでしょうか。

(教育総務課長) こちらについては、工事課のほうで発注をお願いしているのですが、事前の打ち合わせの中でも近隣の方々に迷惑をかけないように、それから機材についても、今は低騒音、それから低振動の機材を使用ということで指導はしております。ただ、川里の生涯学習施設については、既存の建物のくいを抜くという、そういう作業がありましたので、そのくいを抜くのに当たって若干の振動等が出たのではないかとということで、近隣への支障が出たということで、これは業者の瑕疵という、施工上の瑕疵というよりも、どうしても影響が出たということで補償費のほう支払いしてございます。

以上です。

(矢島) ありがとうございます。以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時59分)



(開議 午前9時59分)

(副委員長) それでは、再開いたします。

(野本) 幾つか質問をさせていただきます。

165ページ、生活保護扶助事業について、これまで質問も出ましたけれども、この中で不実という部分は質問に出ていたかと思えます。6件が不実という答弁がされていたわけですけれども、これについては6件が不実ということがわかって、それでどうされているのかというところを伺いたいと思います。

(福祉課長) 先ほどの生活保護法の78条、不実の申請、その他不正な手段により保護を受けた場合の返還が生じたものが6件ということで、こちら26年度に新たに発生した数が6件ということで、こちらに対しての対応につきましては、返還を求めるように生活保護者のほうに相談というか、ケースワーカーのほうに訪問等、参りまして、返還していただくようお願いしています。また、一括の返還が無理な場合については分割でということで、毎月2,000円でも3,000円でもということで、分割で納付いただいている場合もございます。

以上です。

(野本) その不実というものというのは、故意なのか、それとも故意でなく勘違いをしていたとか、そういう部分の判断というのはどのようになっているのでしょうか。

(福祉課長) 生活保護法の適用による徴収ということで、生活保護法の63条と78条と2種類ございまして、78条のほうの不実、収入があったのを隠していたとか、そういったことの不実の申請ということで、63条のほうは、生活保護開始後に年金や、あるいは相続などの関係で収入が入ったということで、これ本人が正直にこういう収入がありましたとか、そういった届け出があったものについて、後でわかったものについては、やはりケースワーカー等に知らせなかった、そういったものについては不実ということになるかと思えます。

以上です。

(野本) ということは、ここで6件の不実というのは、わかっていてや

らなかったことということですよ。という部分で、生活保護については非常に厳しい目が向けられるといいますか、要は生活保護を受けられないぎりぎりの人と受けられた人の違いといいますか、置かれた環境というのは非常に微妙だけれども、大きな違いがあるのだらうなというふうに感じているところなのです。そこで、きちんとそこところが伝わるようにしていただかないと、税金を払っている人たちにとっては非常にやりきれないといいますか、になってしまうということがあると思うのです。であれば、この先の不実の部分というのはしっかり対応していただかなければならないと思うのですが、当然それは今年度の6件であって、これまでも過年度もあったことだと思うのですけれども、その辺の対応は果たしてできているのでしょうか。

（福祉子ども部副部長）昨年まで私福祉課長やっておりましたので。その中で、78条の場合も、これつい言っていなかったとか黙ってしまっていたというような、非常に悪意や悪質性はないケースでございます。ですから、故意に生活保護費を搾取してやろうとか、そういったケースは鴻巣ではございません。ただ、そういったつい、人間も弱い部分がありますので、例えば補償金等で入ったお金をつい言わないでいたみたいな形のものでございますので、それについてはこちらでケースワーカーが日々訪問等もする中でいろんなことからわかってくる部分でございますので、そういう部分では真摯にケースワーカーとしては対応を今までもとってきております。

以上でございます。

（野本）生活保護を受けよう、受けたいと思っている人たちも本当にぎりぎりの、あした生活できるかどうかという方々が多いわけで、そうでなかったら生活保護という話にならない。受ける側の気持ちという部分というのは、いつも接していらっしゃると思うのですけれども、ただ行政側の立場と受ける側の立場の違いというものが、私も周りから見て非常に感じる部分で、1つのことを言っているにもかかわらず、同じ言葉で出す側の意図と受ける側の意図は変わってきてしまうというのを体験的に私も思うのです。そこで、やはり担当側の十分な知識と、それ

から伝える力と、わかっていただくこと、その辺がすごく大切で、行き違いは結構多いと思うのです。そういうことがトラブルに発展していくというケースを私も経験しているわけですが、その辺に対して課内で、部内でどのようにそここのところを対応していこうと工夫しているのか伺いたいと思います。

（福祉こども部副部長）こちら保護担当、それから保護担当だけでなく福祉事務所の職員につきましては、特に今年度4月から生活困窮者自立支援法という法律も施行され、そういった相談等についても、今までも対応してきておるところなのですが、まず生活保護自体が憲法25条の生存権に基づくものだという意識づけは、私福祉課長であったときは、常日ごろ福祉事務所全体には、私たちの仕事は憲法25条を守ることだと。その中で、そういった25条で私たちはケースワークの仕事しているのだ、ケースワーカーにはそういった意識づけはかなりしております。健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると、それを守るための福祉事務所の職員としての日々の仕事なのだとということで、そういったことでは浸透させております。

以上でございます。

（野本）ある意味一生懸命やればやるほど逆に担当部署のスタッフが悪者にされてしまうということも、要するに受給、受けたいと思う人側から思うようにいかないと、悪者と言ったら変なのですけれども、出してくれないとか、そういう感情的なことになりかねない。そここのところがどれだけ伝え切れているのだろうかというところ、あるいはほかの方法を紹介するというのも、今までお聞きしていますけれども、それは紹介して、ちゃんとできるところまでいっているのかどうかというのもあると思うのです。要はほかの窓口に行かせられたで終わってしまっているのか、結局それは解決できないままになってしまうという、市民側にすると。そここのところを解決できるようにしてあげないと、そこが悪者にされてしまうということがあるかと思うのです。そここのところについてももう少し伺いたいと思います。

（福祉こども部副部長）そちらにつきましては、ことしの4月から生活

困窮者自立支援法も施行され、今までどうしても、それまで、ことしの3月までの部分ですと、その辺の先ほど委員さんが言いました受け皿的なものが、ケースワーカーの仕事としては、例えば年金の窓口へ一緒に同行して、そこで年金がもらえるようになれば、そういったのを見届けるというようなことはしていましたが、それ以上に、4月から生活困窮者自立支援法という法律の施行によって生活困窮者自立相談支援センターというのを総合福祉センターのほうに設けておりますので、そちらのほうに、今度は生活困窮者の相談に乗るという形での活動を、そういった受け皿的なものが今年度に入りましてはできるようになっております。

以上でございます。

(野本) いろいろな部分整備されていってよくなっていくと思います。一番担当課の方がよくわかっていると思うのですけれども、窓口に来られる方というのは、ある意味本当に物すごく勇気を出して行っているという現状。その中で、ちょっとでも責められたり、拒否されたりということがあると、もう行きたくないというふうな状況になってしまって、それで負のスパイラルといいますか、陥ってしまうという。そのちょっとしたことがきっかけで不信になってしまったりとかということがあってなかなか、確かに対応は難しいのだなというのを感じるわけです。だから、第三者的に見ていればそんなことないのにと思っているけれども、当事者であると違うというのが感じられる部分なのです。そのところがやはり非常に難しいところだと思いますし、また思うというのは現場でわかっているらっしゃると思うのです。同時に、だからこそ逆に、ちょっと話が次に進むのですけれども、相談者から非常に辛らつな言葉とか出てくる。私は、それを聞いて、そこまで言わなくても思ったりしながらも、でもそれを受けとめなければならない担当課の方々の、逆に担当部署の方のメンテといいますか、そういうものがなければちょっと進まない、この先続かないのではないだろうかと思うようなこともあるのですが、その点はどうされているのでしょうか。

(福祉こども部副部長) 実はその点、私も2年間福祉課長をやっていた

ときにずっと、時にはやはり窓口においでになった方も、いろんな言葉を投げかけてくる方というのは非常に多いです。それで、非常にケースワーカーストレスがたまっている状況等の場面もあります。そういったときには、必ず私のほうから言っていたのは、憲法25条に免じて、憲法25条を守る仕事を俺たちやっているのだからということで、そういう部分で、その人が悪いのではなくて、憲法25条で俺たちはその人からそういう言葉も浴びなくてはならないのだと、そういう部分の話をして、それでそういう部分では保護全体で、1人のケースワーカーがその人の言葉を受けとめるのではなくて、福祉事務所全体で受けとめるようにしようよと、25条に免じて、それ以上自分で背負ってもしようがないから、25条のほうに背負ってもらおうよというような、そういう中で全体のチームとして、保護担当がケースワーカーの仕事できるように、そういったことでやってきております。

以上です。

（福祉こども部長）実際に担当していた福祉課長としての思いが余りにも強くて、お話のほうに難しかったかと思いますが、委員のほうのご質問にありますように、生活保護に限らず窓口の相談、子育ての相談もそうですし、実際には高齢者の虐待やら子どもの虐待やらのご相談ですとか、逆に母子家庭だとか生活が大変なのですというご相談の中で、職員が受ける相談の内容は本当に複雑です。職員は1人なのですけれども、自分は1つの仕事をしているのですけれども、相手の方は、窓口にお見えの方が全て全部それぞれの事情があるのは、職員はわかっているはずです。ただ、常に親切に丁寧仕事のほうをさせていただいているという考えはありますけれども、今後も引き続き相手の方の立場を考えながら仕事をしなければならないということを各担当課長のほうが肝に銘じまして、職員として、職員をケアしながら、先ほどありましたチームで、課全体で、係全体で、保護でいいますとケースワーカーのほかに査察という相談役もおりますので、全体で仕事ができるように今後も進めたいと思います。

（野本）そういうふうな形になっていかないためにも、市民との信頼関

係というのが非常に大切なのだろうなというふうに思うのです。こじれてしまったものは、本当になかなか戻せない。でも、最初のきっかけをできるだけ小さなうちに、きっかけをつくらないことと、小さなうちに何とか改善できるようにすることというのが、大きくなっていかない、できることなのかなというふうに思いますので、担当課あるいはかかわる方々のためにもそここのところが大切ではないかと私も思うので、努力をお願いしたいなというふうに思います。

それでは、もう一つ質問させていただきますが、259ページのところで、幼稚園補助事業になります。幼稚園補助事業は幾つもありまして、その中で特に私立幼稚園就園奨励費補助金というのが飛び抜けて大きな額になっておりますけれども、具体的にこの中身を伺いたいと思います。どのように出されているのか。幾つに出されているのか。

（保育課長）それは、事務の流れということによろしいでしょうか。

（野本）はい。

（保育課長）最初に、幼稚園に何人入っていらっしゃるかという調査を年度当初にさせていただきます。その人数に合わせて申請書のほうを幼稚園のほうに5月に送らせていただきます。それで、6月に各幼稚園から書類が集まってきまして、今度は税額のほうをそれで調べさせていただいてという作業を8月いっぱいぐらいで行っておりまして、その中でまた申告をしていなかったりとか、いろんなご家庭がありますので、そういうお宅に確認をしたりとか、あと幼稚園さんにちょっと確認することがあったりとかということを9月いっぱいぐらい行います。そして、申請、その間に県のほうにしまして、10月、11月ぐらいに大体補助額がこのぐらいというふうに決まりますと、それをもとに今度は12月に幼稚園さんのほうを通して保護者に就園奨励費が渡るようにというような事務作業行いまして、12月に各幼稚園さんに振り込んで、それが保護者の方に年度内に1年分の就園奨励費が渡るというようなことでやっております。

以上です。

（野本）そうすると、この就園奨励費については2億ですよ、約2億

500万。これが何人に対して、あるいは何園に分配されているのかということは何のくらいでしょうか。

(保育課長) 平成26年度は、国庫補助の対象者が1,598人、それから国のほうでは出さない、ゼロ円だということですが、市単独で8,000円出している、所得の高い階層の方になります、その方々が248人で、合わせて1,846人です。

(副委員長) 何園。何園になる。

(保育課長) 金額のほうですけども……

(何事か声あり)

(保育課長) 済みません。市内の幼稚園のほかに市外の幼稚園にも通っている方がいらっしゃるしまして、ちょっと何園かという資料が手元がないので、これもまた調べて後ほどお知らせいたします。申しわけないです。

(野本) 市内だけでもわからないですか。

(副委員長) 後ほどお願いいたします。

(野本) 年度当初の5月に人数が何人かというのが調べられ始めて、最終的に振り込みされるのが12月ごろということで、この大きな額、1人当たりでも、2億円を1,800で割るわけですよ。単純に人数で割っていただけで11万円ぐらいになっていくということで、5月から12月、非常に長い期間ですけども、その間11万円というのは誰かがそれを立てかえておく、保護者が立てかえておく、あるいは園が立てかえておくというような形になるのでしょうか。

(保育課長) この就園奨励費というのは、保護者に減免をした幼稚園に出る、幼稚園に減免をした額を補填するという事業になっておりまして、保護者の方は園に定額、月々2万6,000円ですとか、そういう決まった額をずっとお支払いしてしまっていて、それでうちのほうから園のほうにお金が振り込まれたら、それを保護者の方に渡しているというようなことでやっています。

(野本) そうすると、その額は当然幼稚園側としては経費で払っている部分なわけで、後からそれが補填されるということになるわけではない

のですか。

（保育課長）幼稚園は、月々保護者の方から決まった金額をもらっています。

（野本）その決まった額というのは、正規の額ではなくて減免された額。

（保育課長）正規の額で。

（野本）ということは、後から減免された分が保護者に戻ってくるという考えなのでしょうか。

（保育課長）幼稚園が保護者の方に、順番でいきますと、減免をしたら市から払いますという順番なのですけれども、そういう順番ではなくて、実際は市が振り込んだらそれを保護者に払うというようなことでやっていただいております。

（野本）ということは、私の理解が全然乏しいのですけれども、私が後で勉強すればいいですね。タイムラグの部分がよく流れがわからなかったの伺ったのですけれども、誰かがそれを立てかえているのかなというふうに思ったわけのですけれども、そういうわけではないと。わかりました。

もう余り時間がないので、最後にもう1つ。教育の最初のほうで、251ページに教育環境整備基金積立金が777万9,000円出されています。教育環境整備基金積立金というのは、基金の状況を見ますと前年度末あり高が2,000万で、決算年度末あり高が984万6,000円で、その決算年度中の増減高が1,000万円とありますけれども、この環境整備基金積立金についてはどのように使われているのか伺いたいと思います。

（何事か声あり）

（野本）これ会計ですか。会計課か。教材とかそういうものなのかどうか。

（副委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時27分）

◇

（開議 午前10時28分）

（副委員長）再開いたします。

(野本) 教材に回されている部分があるのかどうかという部分をお聞きしたいので、伺いたいと思います。

(教育総務課長) 先ほど冒頭委員さんの言われました教育環境整備基金につきましては、決算上は積立金ということで会計課のほうになっておるのですけれども、使用については吹上小学校の校舎改築事業に伴いまして、この基金につきましては平成23年度吹上小学校を昔卒業された方が亡くなられたということで、2,000万円ほど寄附をいただいた経緯がございました。それで、基金ということで積んでおりました。それで、吹上小学校の校舎改築に伴いまして、児童のためにそういうものを使ってほしいという、そういうお話がありましたので、今回の改築に合わせまして26年度に使用させていただきました。使用の内容といたしましては、図書室の図書、それから図書をおさめる本棚、それから映像として残したもののブルーレイディスク。これは、木造校舎なのですけれども、本年度解体を予定しておりましたので、そちらのほうを映像として残すということでブルーレイ。それから、木造校舎の模型ですか、100分の1の模型をつくらせていただきました。それから、現在の鴻巣市立吹上小学校という看板が各学校にあると思うのですけれども、そういうものもつくらせていただきました。それから、書画カメラ一式ということで、これは各学年に1台、これを6セット。それから、体育館の備品ということで、体育館用のマットだとか平均台だとか、そういうものを26年度購入させていただきました。金額につきましては、1,023万円ほど使わせていただきました。残りの基金上の残額980万円につきましては、27年度、今年度、工事が継続しておりますので、今年度工事が終わった段階で、遊具等を希望されておりますので、遊具等を設置する予定でございます。以上です。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時30分)



(開議 午前10時49分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(福祉課長) 先ほど竹田委員さんの質問の中で、難病患者の27年1月から3月までの新規対象者の数というご質問がありまして、調べさせていただきました。既存の病気につきましては、1月から3月の間に11人申請がありました。また、拡大された病気につきましては、ゼロという状況でございます。また、重度心身障害者手当と重度要介護高齢者手当の通知の数というご質問がございました。こちらにつきましても48人に通知をして、48人が切りかえたということでございます。

以上です。

(教育支援センター所長) 先ほど矢島委員さんのほうからのご質問で、平成26年度この負担金の小中学校の差はなぜかというご質問の中で、小学校、中学校に特別支援学級、通級指導教室が設置されている学校の数ということでお答えしましたが、1点、小学校の設置数に通級指導教室を含んでおりませんでした。改めて小学校の設置校については「11校」を「13校」に訂正させていただきたいと思っております。

また、負担金のほうの用途についてということでお答えしたいと思います。設置校の校長が集まりまして、特別支援教育の充実に向けて研究、協議等を行っております。その協議会の運営費や資料代、また研究冊子などに充てられております。

以上です。

(保育課長) 先ほど竹田委員さんから、保育所の保育料で所得が低くなって払えないというようなことで申請した例何件ありますかということでしたが、昨年度ゼロ件です。

それから、野本委員さんから幼稚園就園奨励費の対象の幼稚園の数ということでご質問ございましたが、市内が9園、それから市外が27園、あわせて36園です。

以上です。

(委員長) それでは、一通り委員の質問が終わりましたが、予定の30分で終わらなかった委員の方が、潮田委員、竹田委員、加藤久子委員でしたけれども、続けて質問がありますでしょうか。

(潮田) 時間あと10分間だけプラスということですので、3点だけ質問

させていただきます。

133ページから始まります学童保育室管理運営事業の中で、昨日の保育課長の答弁の中で、必要なものについてのアンケートをとったという話が昨日の答弁ありました。ですけれども、これ見ますと消耗品費が極端に少ないかなというふうに思っております。これは、学校がある日はほぼ毎日のように子どもたちは集まる。それ以外にも夏休み等にも学童の子どもたちは集まる。ほか事業とか見ますと、1つのイベントでも消耗品ってかなりかかっているかと思うのですけれども、学童、多いところはかなり、100人を超えるようなところがあったりとか、田間宮とかそうだったりしますけれども、そういうようなところでもこの消耗品費、これに対して学童の各場所から、私が聞いている限りでは、学童の先生たちがおっしゃるには、消耗品費というのは本当に、子どもたちと特別なことをするのではなくてもふだんの、遊ぶとか、時間を過ごす中で必要なものというのが、細々としたものが大変お金がかかる。だけれども、そのお金が出ないので、工夫をしなければいけない、いろんなところから使わなければいけないという声を聞いておりますけれども、これについては学童の担当としては、まずはアンケートの中ではそういった声は出なかったのか確認します。

（保育課長）消耗品については、ちょっとアンケートの対象にしていなかったのですけれども、やはり支援員さんのほうからちょっと工夫しているというふうなお話は聞いておりますので、またこちらで来年度予算に向けてはよくお話を聞いて考えていきたいと思っております。

（潮田）ぜひともこれはやっていただきたいかなというふうに思います。本当に1つのイベントがあれば消耗品費って、たった1日のイベントでも2万、3万かかる。これ毎日のことで、1人当たりの金額からしたら非常に少ないかなというふうに思いますので、子どもたちはそこで過ごす時間非常に長いですし、何もしないでぼうっとしているというわけにはいかない大切な大切な時間でありますので、今後配慮していただくようお願いをしたいと思います。

あと145ページの、済みません、これもまた保育課です。安心・元気！保

育サービス支援事業で、これは保育士の加配という話が昨日の答弁でありました。この保育士の加配の人数は何人いたのか。要は加配というのは、配慮の必要なお子さん、障がいのあるお子さんとかが在る園についてかと思うのですけれども、配置はどのようになっているのでしょうか。

（保育課長）障がい児の保育士加配につきましては、障がい児1名につき月額4万円ということになっておりまして、延べ24人分ということになっていますので、市立保育園2園で一人ずつの分です。

以上です。

（潮田）そうすると、この安心・元気！保育サービス支援事業費補助金というのは、今言っていた保育士の加配のほかにも用途があるということになるのでしょうか。どういった用途があるのでしょうか。

（保育課長）低年齢児保育促進事業というのがございまして、これは国の基準ですと1歳児は保育士1人で6人まで見られるというような決まりになっているのですが、1人で4人までというふうにしている保育園に対して出される補助金があります。それと、乳幼児が育児休業明けで年度の途中に入所したいというご希望がある場合に、年度当初に入る方のために4月から保育士を確保しておくという、そういう園に対する補助もあります。それと、アレルギーを持ったお子さんが入園されたときにアレルギー用の給食の提供に対する補助金もこの中に含まれています。

以上です。

（潮田）そうすると、これ今民間保育所ということですが、幼稚園とかにもこういった加配というのは、公的に何か補助金とかというのは出ているものなのでしょうか。

（保育課長）幼稚園への補助金というのは、ちょっとうちのほうでは対応しておりませんので、埼玉県から出ているのかなと思いますが、ちょっとこちらでは把握しておりません。

（潮田）そういたしましたら、もう一点、済みません、171ページのがん検診のところですが、このがん検診委託料が昨年と比べますと約1,000万の増額になっているのですけれども、これは検診の内容等が変わ

ったのでしょうか。1,000万の増というのは、どういった内容になるのでしょうか。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長） 検診内容等は、変更ございません。受診者数につきましてトータルの検診者数についてが、平成25年度、2万6,665名に対し、平成26年度、昨年度が2万7,873名と1,200名ほど増加していることが主な原因かと思われませんが。以上でございます。

（潮田） そういうことであればよかったかなというふうに思います。済みません、最後にもう一点。291ページの図書館事業ですけれども、議運の資料請求のほうで先ほども図書館の充足率という話がありましたけれども、この充足率の数字がいいことがよいのではなくて、どういう本があるかということが非常に大事だと思うのですけれども、学校司書が平成26年度は指定管理の中で張りついたことによって、必要な図書と古くて廃棄すべき図書というものがきちっと分けられたかと思うのですけれども、今後これは全ての学校でやっていく事業ということではないのでしょうか。学校司書の方が各学校に今回、26年度のときには3校に対してだったのでしょうか。2校、小谷と赤中でしたのでしょうか。そのことで廃棄した本とかという、冊数とかというのも把握されているのでしょうか。要は今後のことも含めると充足率の数字だけを言っても意味がないかなというふうに思いますので、廃棄された冊数とかというのは今わかりますか。

（生涯学習課長） ご質問のとおり平成26年度におきましては小谷小学校と赤見台中学校のほうに司書が入っております。ただ、かなりぼろぼろになった本ですとか、もう貸し出しにたえられないような本もかなり冊数あったようでございますが、その廃棄した数というのはちょっとこちらのほうでは把握はしておりませんが、先ほどおっしゃっていたように充足率さえよければいいということでは恐らくないのかなと。充足率満たすために古い本をずっと置きっ放しにしてあったというようなところもあったようでございますので、そちらのほうは順次新しいものに入れかえていって充足率を満たしていくというふうな形で司書のほう

は取り組んでいるという報告は受けております。26年度は2校というこ
とで行いましたが、平成27年度については12校にふやしてございますの
で、順次これは対象となる学校をふやしていきたいというふうには考え
てはおります。

以上です。

（潮田）ということは、指定管理料のほうに反映されるのではなくて、
向こうの努力の中で学校数をふやしたというふうに認識してよろしいで
しょうか。

（生涯学習課長）指定管理料の中で対応をしていただいております。

（潮田）以上でいいです。

（加藤）では、簡潔に質問しますので、簡潔にお答えをお願いしたいと思
います。

まず、119ページ、手話通訳のほうの講習会なのですけれども、これ140
万ですか、決算しているわけですが、これというのはどういう人を対象
にこの講習をやっているのでしょうか。一般の人もそういう募集をして
受けたいということで受けられる内容になっているのかをちょっとお聞
かせください。

（福祉課長）手話通訳者の講習会につきましては、手話通訳を目指す方、
そういった方を対象に広報等で募集をして講習会を実施しております。
以上です。

（加藤）手話通訳というのは、かなり難しくてというか、内容が難しい
というのあるのですけれども、では実際に講習を受けたからいろんな講
演会とか何かで手話ができるからそこでやれるかというところとできないので
す。きちんとした資格というか、そういうもの受けないとなのですが、
だからそういうきちんと資格を持った方にさらに市で、いろんなことが
変わることも、内容も、あると思うので、そういう講習を受けているの
かな、一般の方も、なのかなというふうに思ったのですが、一般の方と
いうのがどのぐらい受けているのでしょうか。

（福祉課長）まず、手話講習会につきましては、入門基礎課程、それと
基本応用課程、実践課程ということで3段階に分かれておりまして、そ

れぞれ1年ごとにステップアップしていくという方法になっております。まず最初に市民の方、新しく手話通訳を目指す方が受けられるのが入門基礎課程ということで、26年度ですと参加者が17人おりました。以上です。

(加藤) いろんなグループもありますよね。ボランティアグループでありますけれども、実際にそういう人たちが活動する場が本当はないのです、せっかく手話ができても。だから、そういうのってちょっと残念だなというふうに、正式の通訳としてはできないという、そういうボランティアグループの人たちが。だから、そういうのをもうちょっと考えてほしいなというふうに思っています。こういう内情ちょっと聞きたかったので。

次行きます。123ページ、徘徊高齢者の探索サービスですけれども、何人ぐらいの方がこれを使っているのかというのは、よくここ最近何回か、迷子というか、行方不明というか、そういう放送が防災無線でありますよね。そういう人に探索サービスを、要望される方にはそういうものを配布するというふうなことがあればそういう迷い人みたいなことないかと思うのですけれども、今現在何人の方がこれ利用されていますか。

(長寿いきがい課長) 今現在の登録者につきましては6名でございます。26年4月1日で6名ということでございます。以上でございます。

(加藤) 6名ということは本当に少ないです。やっぱり大体今何時から家を出ていなくなっているというふうな話という、そういう認知の方だと思うのですけれども、もうちょっと啓蒙して、いろんなそういうことをやっていただきたいというふうに思っています。時間がありませんので、それ以上聞きません。

あと131ページで、子どもの医療費の増があったというふうな決算ですけれども、医療費の増の要因をどのように考えていますか。

(こども未来課長) 内容的には、インフルエンザの定点報告というところから見ますと、平成25年度ははやり始めが年末ぐらいから2月ぐらい

までにかけてはやりまして、その分が26年度の子どもの医療費の支給に入ってきているといったところが影響しているものと考えております。以上です。

（加藤） そういう実際の本当に大変な、インフルエンザなんていうのは病院に行かないで治らないわけないという風邪ですよ。だから、そういう要因というか、そういう中身がはっきりとわかっているようなことであるならいいのですけれども、医療費の無料化、25歳までということで大変助かっているというふうにももちろん思っているのですが、ただ医療費の無料化というふうな中で、かなり本当に、ちょっとせきが出た、やれおなかが痛いとか、ほんのちょっとした病的なことでも安易に病院に行く。そしてまた高齢者というか、大人の人ではないですけれども、やっぱり大人の人もしろんなことで健康に気をつければ病気にならないということももちろんあるわけです。子どもの育て方に対しても、やっぱりみんな一生懸命子育てはしていると思うのですが、よく夜遅くまで小さい子を連れ回したりとか、そういう姿見ます。そんなことすればぐあい悪くなるのは当然かと思うのです。ですから、そういう子育ての人にも、薬をもらってくる、飲ませる、私は本当にいいことではないというふうに思っているのですが、やはり大人の人健康づくりはもちろんなのですが、そういう子育ての親御さんたちにもきちんとした子どもの育て方というふうな、行政としても医療費ただ無料化にしていればいいのではなくて、そういうことを周知というか、皆さんにお願いするというか、そういうことを何かの機会にやっていただきたいなと思うのですけれども、今までそんなふうな子育てに対しての子どもの健康管理というふうなことで何かやったことがありますか。

（こども未来課長） 健康管理といいますか、相談等を含めまして、こども未来課のほうにつきましては、出生を終えますと児童手当ですとか子どもの医療費の手続に親御さんが見えます。その際に市の子育て支援を紹介するガイドブックというのをお渡ししております、そちらのガイドブックのほうで妊娠から就学前ぐらいまでですか、のサービスについてご案内を差し上げております。その中には、健康に関する内容も含ま

れておりますので、その辺を差し上げて対応を図っているところ
以上です。

(加藤) これからもっと具体的に、やはり子育てにはこうだとい
うふうな、そんなことを行政としても指導していただきたいな
というふうに思います。

次行きます。先ほどもあったのですが、169ページの障がい者の
歯科診療なのですけれども、こういう結果が、先ほど答弁もあ
りました。それで、ここというのはあそこのアネックスビルの中
に入っている歯科医ですよ。あそこのあいているスペースも
歯科医が入ってよかったというふうな話があるのですけれど
も、ましてや障がい者の歯科治療ということで、市のほう
がそういうふうなことに当たっているというふうな内容にな
っているわけですが、ここはもちろん一般の方も診療はして
いただけるのですか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 市の業務として委託
している部分が月、火、水のおのおの半日ずつという中で、
障がい者等に特化した業務ということでお願いしております
ので、一般の方の治療はその期日においては行いません。
ただ、当然診療所自体は歯科医院のものですから、その他、
医院して治療にお使いするということは妨げるものでは
ないという認識で行っております。

以上です。

(加藤) では、実際月、火、水を指定した中でやられてい
られる。そのほかに実際は、営業は今現在、営業というの
か、診療はしているのでしょうか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 歯科医院から報告
がないわけでございますから、具体的に確認できませんが、
歯科医院のホームページ等見ますと、土曜、日曜日とか
を使って歯科矯正治療とかをやっているという情報は
了解しております。

以上でございます。

(加藤) 次行きます。173ページの健康体操器具なの
ですけれども、去年は松原と吹上、富士見の公園にできた
のかなと思うのです。この決算か

と思うのですが、これ一度講習に来てくださったのは、私ちょうど行けなかったのですけれども、それは知っているのですが、その後私もちょっと行ってみたのですけれども、移動はできるみたいなののですけれども、何か鉄棒が飛びつかないとできないような高い鉄棒のままになっていたり、これではお年寄りが何をどうやって使うような講習をしたのかなと思うのですが、あとここの2カ所ではなくてその前にも1カ所ぐらいつくっていますよね。講習をしたときには何十人か来てやったのでしょうかけれども、その後の利用状況なんていうのわかりますか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) この2カ所の設置につきましては、ことしの3月に新設後すぐに講習会を行いました。今年度に入りまして、これからその器具を使いまして、さらにはその地域の方々に講習会を開催する予定でございます。今までの間における具体的な利用者がどのくらいあったかということについては、公園内での時間が指定されているわけではないので、何人、何日に使ったというところまでは把握はしてございません。

以上でございます。

(委員長) 一応時間になりますので。

(加藤) では、もう一点だけ。

(委員長) はい。

(加藤) 257ページ、学校評議員の関係ですけれども、ここに保険料の決算ということで載っているのですが、以前は学校評議員の方たちに費用弁償ということで出ていたかと思うのですが、今現在は費用弁償というものはないですね、学校評議員の方に対して。それは、どういった理由からなくなったのかわかりましたら。わからなければ後で結構です、時間があれですから。

(委員長) もしわからないようでしたら後で回答を下さいということ質問者から出ておりますので。

(学校教育部副部長兼学務課長) 後でお答えしたいと思います。済みません。

(竹田) 273ページの就学援助ですけれども、小学校、中学校のいわゆる

就学援助受けている人と割合、何%かというのがわかったらまずお答え
いただきたいと思います。

(学校教育部 副部長兼学務課長) 26年度、小学校につきましては6.4%で
す。中学校につきましては9.0%。小中学校で7.3%でございます。

(竹田) 今子どもの貧困の割合が16.3%という全国的な統計が出されて
いる中で、鴻巣はこういう数字から見ると比較的少ないですね。そう
いう実態から見て、例えば就学援助の周知徹底の問題なのか、鴻巣のい
わゆる子どもたちの貧困状況はそんなに高くないというふうに見て
いるのかどうか、ちょっとその見解をお聞かせください。

(学校教育部 副部長兼学務課長) 周知につきましては、小中学校の入学
説明会で全ての家庭に案内を配布したり、市の広報紙やホームページに
情報掲載して努めたりしています。また個々に家庭状況を教員のほうが
把握しまして、この情報を伝えたりしていますので、十分なパイプ役等
も果たせていると思います。ですので、周知については十分に行ってい
るというふうに考えております。

以上でございます。

(竹田) わかりました。ということは、十分周知しているから、鴻巣の
入学している子どもたちが、中学、小学校に在学している子どもたちの
貧困状況は、いわゆる世間で言われている16.3%という数字から見て比
較的経済的には余裕があるという状況だと判断していらっしゃる。

(学校教育部 副部長兼学務課長) そのとおりでございます。

(竹田) 私ども学校を回ったり、いろいろな声を聞くと、先ほど入学説
明会をされたり、校長先生なども配慮していただいているけれども、い
つどうなるかわからないという今状況ありますよね。入学した
ときと経済環境変わったり、離婚したりとか、不幸にしてお父さんが亡
くなってしまったとかいう状況を考えると、せめて年度の初めに出して
いただきたいと思うのです。小学校上がると、1年生で入学して6年生
まではほとんどその後進級しても通知がないということですので、ぜひ
進級するときに出していただけないのかしらというちょっとお尋ねで。

(学校教育部 副部長兼学務課長) 通知等までは出していないのですけれ

ども、その都度保護者会等でご案内していきたいと思います。

（竹田）続いて、281ページの川里の生涯学習センターで、先ほど補修費で質問もありましたけれども、昨年度、雪の被害でサンルーフのところ落ちてしまったと、壊れてしまったと。雪が上からおこってきたという話を伺ったのですけれども、そのところの修繕費というのはどこから出ていらっしゃるのかちょっとお尋ねをしておきます。

（教育総務課長）たしか26年の2月のあの大雪のときですよ。そのときに、川里の生涯学習施設の開業後、ちょうど明かりとりの部分のところから上から雪が落ちてガラスにひびが入ったという、そういう状況だったと思います。それにつきましては、25年度という形の中で修繕で処理をさせていただいたという、そういう形になっております。

（竹田）わかりました。では、すぐさま対応して下さったということですね。わかりました。

続いて、283ページの、中央公民館も非常に古くなってきて、分館というか、会議室のあるほうはエレベーターがせっかくあるのに今休んでいるという状況ですよ。中央公民館というのは3階だけれども、一つもエレベーターがないということで、足の悪い人たちは分館である会議室ならば行けるということで利用したいと思っているのですけれども、エレベーターも休んでいるという状況で、せっかくあるものだから、やはり多く活用していただくためにエレベーターの補修について、去年の決算見るとそういう執行がないので、ことしも執行がないので、どうなっているのかお伺いをします。

（生涯学習課長）中央公民館の分館のエレベーターでございますが、確かに現在とまっている状態でございますけれども、業者のほうに確認をさせていただきまして、現在直す方向で進めている状況でございます。

（竹田）続いて、299ページで、総合体育館で、昨年度は大規模改修をして、指定管理で委託しているのですけれども、環境が、入った途端に、皆さんごらんになったとおり、草が結構ぼうぼうになっています、総合体育館の。そのことについては、スポーツ健康課としては何かご指導なさっているのでしょうか。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) 玄関入ったところの花壇だと思うのですが、多分先月あたり、除草のほうは入ってやっております。対応させてもらっています。

(竹田) わかりました。では、ぜひ定期的にきれいに、いつもウエルカムできるようにご指導お願いしたいと思います。

あとスポーツ施設の予約検索システムというのがあって、これ非常に市民の方がスマホで予約したりとかして助かっているのですが、公民館のほうは予約検索システムってないのです。同じような公共施設ですので、なるべく利便性を一致させるという点で公民館の予約システムというのは検討されておられるのか伺います。

(生涯学習課長) 公民館の予約検索システムに関しましては、現在利用が重複している場合については、利用を希望する方々にお集まりをいただきまして、その場で抽せんを行っている、あるいは時間が若干重複している部分については少し時間をずらしていただいたりですとか、使う部屋を変えていただいたりということで対応させていただいております。ただ、予約の検索システムを入れますと、予約時間が少しでも重なっていけば抽せんを外れるような形になるようでございます。実際にこれを入れている他の自治体のほうにもいろいろとこちらのほうからも調査をさせていただいたのですが、逆に公民館の稼働率が下がってしまったというような問題点も出ているようでございます。近隣の市町村で入れているところもございませうけれども、実際には窓口の抽せんを先に行って、それが決まった後、あいている部分だけについて予約検索システムに任せているということなのですが、ただご利用なさる方がスポーツ施設と違いましてご高齢の方がかなり多い部分もございまして、近隣の市町村の状況をお伺いしますと、検索システムからの予約は少ない状況であるというようなことをお伺いしております。それを考えますと、なかなか導入するコストとの、メリットとデメリット考えますとちょっと難しい状況ではないかなというふうに現在では考えてございます。

(竹田) 確かに午前の部、午後の部、夜間の部という書き方ではなくて、

1時間とか2時間とか1時間半とかいうふうに入ると非常に複雑多岐なので、それはわかりました。

最後に、不用額の説明をできる範囲でお願いいたします。

(委員長) 不用額。

(竹田) 資料請求した中に不用額50%以下とかゼロ%とかって。6ページのところ。50%未満、ゼロのところもあったり。時間の範囲で結構です。

(保育課長) それでは、50%未満の保育課分についてご説明いたします。幼児保育審議会運営事業につきましては、児童福祉法第8条第3項により設置していた審議会の設置目的が子ども・子育て支援法の規定に基づき設置しました次世代育成支援対策地域協議会の所管事務と重なることから、こちらの審議会を廃止したために執行率ゼロということになっております。

2番目の保育ステーション事業なのですけれども、こちらにつきましては……違う。

(竹田) いいのよ。いいの、いいの。始めたから、せっかくだからどうぞ。

(保育課長) これはいいですか。

(竹田) 続けてください。

(保育課長) では、以上です。

(何事か声あり)

(竹田) いや、だから私がさっき言ったのは、説明、一覧でやっていただいて、さっき言った継続でやっていけば継続でいいし、それはいいのですけれども、30分の間で順番こにやってもらったら、行ったり来たりするよりも早く説明がしてもらえるかなと思って、ご説明お願いしますと。

(何事か声あり)

(竹田) 行っていないの。

(委員長) だから、竹田委員のほうで項目言ってやりとりしましょう。

(竹田) そういう認識。わかった。

(委員長) だから、福祉課ですか、上からいうと。

(竹田) ああ、なるほどね。わかった、わかった。ごめんね。そしたら、資料渡してより、その説明に基づいたほうが早い。行ったり来たりしてより。

(委員長) では、いいですか。

(福祉課長) それでは、福祉課の50%未満の事業について順次ご説明をさせていただきます。

まず、災害救助事業につきましてですが、こちら科目存置ということで、賃金、旅費、需用費、役務費ごとに1,000円を予算計上している状況でございます。

その下、住宅支援給付事業につきましては、こちら国の雇用、失業情勢に対応するための経済危機対策ということで実施しておりますけれども、住宅手当を助成する事業でございますが、申請が2件であったためという、結果が41万9,600円の支出であったということでございます。

それと、その下の福祉機器リサイクル事業でございますが、こちらについては老朽化のため車椅子等廃棄処分したことにより、管理保管量がなくなったためということでございます。今車椅子の保有台数が平成25年が1台保管、平成26年度がゼロということです。

それと、その下、全身性障がい者介護人派遣事業というのがございます。こちらについては、登録者が8名おりますが、そのうち決まった障がい者の方で利用しなかった方がいらっしゃるということでございます。

それと、障がい者スポーツレクリエーション大会開催事業でございます。こちらの不用額につきましては、総合体育館が耐震補強工事があったためにコスモスアリーナに場所を変更して実施いたしました。そのため参加者が、平成25年が126名だったのですが、26年は89名であったと。参加者の減少によるものでございます。

以上です。

(こども未来課長) 続きまして、表ですと子育て支援課から児童センターまでの6件になります。

一番上の情報発信型子育て支援事業とその下の子育て世帯プレミアムつ

き商品券購入助成事業につきましては、繰越明許ということで全額を平成27年度に繰り越しております。

続いて、その下の母子家庭等自立支援給付金支給事業につきましては、当初予算を例年実績に基づいて10名ほどで見込んだところ、新規1件、継続が1件の利用となったことによる残額の発生となります。

その下の青少年子育てふれあい体験事業でございますが、予算額が6万9,000円という少額なところなのですが、消耗品の支出を抑えることができまして、残額が50%を超えたということになります。

その下のブックスタート事業につきましては、このうちの140万の繰越額が発生、これも補助事業の関係で27年度に繰り越した影響によるものでございます。

続いて、児童センターの最後、吹上こどもふれあい体験活動事業でございますが、こちらにつきましては当初謝礼を3万8,000円ほど見込んでおりましたけれども、9,000円の支出に抑えることができたということによって残額が発生しております。

以上です。

（学校教育部副部長兼学務課長）学務課、通学区域審議会運営事業でございます。本事業につきましては、予算化はされたのですが、平成25年の規則改正に伴いまして必要に応じて開催されることになりました。よって、審議案件がなく、審議会が開催されなかったものでございます。

以上でございます。

（委員長）ちょっと表の上から順番に行きましょう。健康づくり課になるかな。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）裏面の健康ウォーキングポイント事業並びに運動遊園運営事業につきましては、3月の補正におきまして予算措置をして、今年度に繰り越しをして事業を行うといったものでございます。

以上です。

（国保年金課長）それではまず、国民健康保険出産費貸付事業、これ科

目存置的な、33万6,000円につきまして貸し付けがなかったということでございます。

続きまして、老人保健事業につきましては、これももう既に老人保健制度がなくなっておりますが、過去のまだ時効になっていない部分があった場合に一般会計から支払うようになっておりますので、それにつきましても執行がなかったということでございます。

続きまして、国民健康保険高額療養費貸付事業、これについても科目存置だけでありまして、貸し付けがなかったというところでございます。

（長寿いきがい課長）介護保険高額介護サービス費貸付事業でございますけれども、こちら科目存置ということでございまして、実際の支出はございませんでした。

以上でございます。

（教育総務課長）まず、小学校施設改修事業でございますけれども、鴻巣市立南小学校校舎の大規模改造工事の設計業務委託の実施に当たりまして、入札額が予算額を大幅に下回ったためとなっております。

2件目の各種協議会負担金事業でございますけれども、全国都市教育長協議会研究大会が鹿児島県で開かれたのですけれども、欠席によりまして旅費及び負担金が不用となったためでございます。

3件目の、これは生涯学習施設建設プロジェクトについてもあわせてご説明させていただきます。こちらにつきましては、26年度、地質調査の業務委託を行ったのですけれども、こちら継続費の予算で行いましたので、27年度へ逡次繰り越ししたためでございます。

以上です。

（生涯学習課長）セカンドブック事業でございます。平成27年3月に国のほうから地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の対象事業として認められましたので、平成27年3月議会で補正予算として計上させていただき、平成27年度に繰り越しをしたものでございます。

それから、その3つ下の公民館でございますが、川里生涯学習センター祭り等開催事業につきましては、生涯学習センター祭りについては、ふだん施設を利用している団体が日ごろの成果を発表したり、広く地域住

民へ生涯学習活動を紹介する等の目的で、各生涯学習センターや公民館で開催をしておりますけれども、川里生涯学習センターにつきましては平成26年1月にオープンをしたものでございまして、平成26年度から講座を徐々に開催しているところでございます。定期的な利用団体が平成26年度につきましては少ないこともありまして、開催することができませんでしたので、残っているという形になっております。

以上です。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）下から4行目のスポーツ課、総合型地域スポーツクラブ育成事業ですけれども、これ新規にスポーツクラブが設立した場合の補助金になりますので、新規に設立がなかったということで執行しておりません。

以上です。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（竹田）本会議場でやりますではだめだっけ。

（委員長）いや、してもいいのです。しなくていいですか。では、なしですね。

次に、賛成討論はありますか。

（なし）

（委員長）なしですね。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第75号 平成26年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 3 8 分)



(開議 午前 1 1 時 4 3 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第72号 平成27年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) 前期高齢者人数と後期高齢者人数って今わかりますか、対象人数。できれば26年度と25年度、要は推移を確認をしたいのですけれども。

(国保年金課長) ちょっと今25、26の資料ございませんが、26年度につきましては決算の資料この後お出しするところがございますので、その数字を述べさせていただきたいと思います。前期高齢者分が26年度決算で1万3,727人、それと後期高齢者、75歳以上が1万2,164人。ちょっと今手元に25年度がありませんので、申しわけありません。この後休憩を挟みまして、午後お持ちしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(潮田) 10ページの保険支払準備金基金積立金事業、今回これ積み立ての1億2,758万6,000円を反映した上での残高は幾らになりますか。

(国保年金課長) ちょっと本会議でもご質問をいただいたところがございますけれども、まず26年度末の残高が、約で申します。約12億1,000万円。それで、今回取り崩しを当初予算で6億1,000万予定していたのですけれども、先ほど4,000万の減額しておりますので、5億7,000万になっております。積み立てについては、5,000万当初予算組んでおりましたので、1億7,942万4,000円。それと基金の利子が、これは当初予算のままですけれども、183万8,000円ということで、これを積み上げますと9月補正後の年度末見込みが約8億2,200万ということになっております。

(潮田) 本会議のほうでもありましたけれども、これを徐々に平成30年までに減らしていくということよろしいのでしょうか。

(国保年金課長) やはり本会議のほうで部長のほうから答弁させていたいただきましたのですけれども、基本的には毎年度当初予算で6億ぐらい基金から繰り入れをしないとちょっと足りない状況かなということで、これ6億入れますと、単純にさっきの8億2,000万から6億入れますと2億程度しかありませんので、まだ28年、29年、30年度と予算を組んでいく中で、この基金の活用と一般会計からの繰り入れをしまして当初予算を組んでいきたいというふうに考えておりまして、5月に新しい制度のための法律が通ったわけですけれども、30年度に都道府県と市町村の共同運営ということで国保は新しい制度に向かっていくわけなのですけれども、実は県のほうには財政安定化基金というものができまして、今の見込みですと110億円程度県のほうに基金ができるのではないかとということなのですが、市町村の基金については廃止を含めましてまだはっきりしたところが出ておりません。場合によっては、ちょっと中身を変えながら基金が存続するのではないかとということでもありますので、この辺は国の動向見ながらどの程度基金を、やはり持っていかなくてはいけないのか。今までは5%ルールというのがありましたのですけれども、その辺も変わっていくのかもしれないし、その辺は十分注意していきたいというふうに考えています。

(竹田) 今前期高齢者の話、7ページのところで前期高齢者交付金だから、これはいわゆる支払基金に一旦納めたものが確定して戻るということですよ。そういう解釈でいいのかな。約8,500万還付される。

(国保年金課長) 前期高齢者交付金のマイナスの8,500万ですけれども、当初見込んでいた交付金よりも確定額が少なかったということです。です。市としては、国保の保険者としては拠出をしながら、協会けんぽですとか、いわゆる健保組合ですとか、その辺は実は前期高齢者の人数は少ないです。多く拠出を、拠出いただいた中から、支払基金からこういう前期高齢者交付金が多い国保のほうに資金が流れているという状況です。ただ見込みが当初予算で多かった分、確定したら8,500万、ちょっと多かったということで減額させていただいております。以上です。

(竹田) 私の解釈は、だから前期高齢者交付金として予算よりも少なかったということは、鴻巣のいわゆる構成割合からいうと全国的に見たら若い人たちがまだ多いという見方をしたのです。そういう見方というの
はできるのでしょうか、全体の構成の中で。

(国保年金課長) 埼玉県は、これから高齢化がまさに進む段階ですので、全国的には平均するとまだ若いほうに入っていますけれども、これ急激に高齢化が進むと。ただし、県内では前期高齢者の構成は高いほうになっています。ですので、県内のほかの自治体よりも多く前期高齢者交付金をいただいていると思うのですけれども、今回はちょっと当初予算の計上が少し過大だったというところで調整が入ったというだけのことでございます。

(竹田) 続いて、支払基金繰り入れが本当は6億1,000万だったのだけれども、4,000万減額するというその会計のやりくりの中では、前年度のいわゆる繰入金が予想以上にふえて、基金残高も当初に比べたらふえるわけですよ。だから、こういう会計の仕方をしたというふうな解釈でいいでしょうか。

(国保年金課長) 繰越金が決算において出ましたけれども、逆に返還金
が先ほど申しあげましたように歳出の10ページで1億3,600万ほど、これは必ず返さなくてはいけないある意味義務的な経費ですので、繰越金から1億3,600万円を引いたその2分の1を計算しますと1億2,700万という数字が出るのですけれども、それでもまだ繰越金の4,000万程度、当初予算に6億1,000万入れたものから4,000万少なくてできたということでございます。

(竹田) ということは、私決算でもやろうと思っているのですけれども、12億円持っている国保というのは、人口規模からいって多いですよ、基金を。

(何事か声あり)

(竹田) うん、そうそう。だから、そういう点からいうと、4,000万を基金から取り崩さなくてもいい状況が繰入金との関係であるので、今年度の中で途中から国保税を引き下げることが検討できなかったのか

どうか。8億5,000万あるということは、今後どうなるかわからないですけども、でも全体の基金の残高というのは鴻巣は私は多いと思っているので、あえてこういう質問します。

(国保年金課長) 基金12億1,000万、26年度末であるわけですけども、当初予算に6億1,000万入れていますので、当初予算繰り入れ後は6億しかない。これをこのまま何も変動がないと来年6億入れるとゼロになってしまうという、そういう財政運営になっております。そこで、今回は繰越金がありましたので、それを積んだり繰り入れを戻したりして8億2,200万ですので、来年6億また入れますと2億2,000万円しかない状況になる。ですから、12億あっても半分は次の年に回してしまうので、基本6億。国からの通知は、先ほど5%ルールと申し上げましたけれども、3カ年のいわゆる医療費の平均の5%を積んでくださいというのが一応国の、これは昔から、どうもかなり古くから5%ルールというのがあります、それを積んでくれ。私どものほうで計算しますと、5億2,000万程度なわけですけれども、それと1カ月の医療費の公費負担が高いときで6億ぐらいありますので、保険支払準備基金というのは何かあったときに、歳入が何か急に足りなくなってしまうとか、急激に医療費が伸びたときに、一般会計も応援できないよというときに基金から対応することですので、私ども保険者としてはやはり6億程度はいつも持っていたいということで、そういう運営ですので、ちょっと今医療費も伸びている段階ですので、保険税の減税にはちょっと回せないという状況でございます。

(竹田) では、お尋ねをしますが、年度当初に一般会計から法定外繰り入れをしていない自治体というのは幾つありますか。

(国保年金課長) これどこのやりとりもあるわけですけれども、お手元にキャラバンがあるので、私も心得ていますけれども、今回鴻巣のみということですけども、これ当初予算に計上はないだけでありまして、これ財務部局とのやりとりの中で、昨年度から、26年度の当初からは法定外の繰り入れは入れないけれども、3月最後のときに残高ですとか医療費の動向を見ながら調整していきましようという、これが約束事になっ

ていますので、今後3月の補正時にまた繰り入れをお願いしないと、先ほど申しあげましたように6億入れたら基金が空っぽになってはしようがないので、またそのときに法定外繰り入れを入れる予定になっております。

以上です。

(委員長) まだたくさんありますか。

(竹田) いや、これで最後です。法定外繰り入れの。

前年度末に繰り入れた金額は9,354円なのです。一人頭9,354円で、構成人数で掛けてみると約3億円は年度当初に入れることになるのです。そうすると、さっき言った8億2,000万円の基金プラス約3億円、11億円を持っている計算になるのです。しかも、全県平均が法定外繰り入れは3万1,000円です、県の平均は。だけれども、2014年度の法定外繰り入れは3万1,000円で、最高が8万6,000円も入れている。だけれども、鴻巣市は9,354円しか入れていないということを見ると、やはり鴻巣はいわゆる基金の持ち過ぎ、ほかの市町村と比べても。私は、そういうふうに見えるわけです。ですから、財政担当者としては、個々の担当者とすれば安定的に運営したいという思いはわかりますけれども、やはり国保の加入者の出していただいた資料見ても、課税なしの人たちが33%いるという状況を見れば、もっと国保税を安くする方向の運営にしたほうがいいのではないかというふうに私は考えますので、あえてこの質問をさせていただきます。

(国保年金課長) いずれ誰しも国保にお世話になるわけで、当然国保税安いのにこしたことないのですけれども、鴻巣の場合は1人当たりの医療費がここ何年もベストといいますか、ワーストのほうなのです。10番以内の高い位置にあります。高いということは、本来それを賄う保険税は年々上げていかななくてはいけないのですけれども、何とか今まで基金や法定外繰り入れをもちまして、4方式から2方式に変えたときにある意味税収が減りましたので、それも含めて税収が今、税率は維持しておりますので、その辺で何とか今後もいきたいと。それと、本来支払準備基金というのはさっき言うように保険給付を何とか払うための基金であ

って、法定外繰り入れは赤字補填ですので、そういう考えなのですけれども、基金があれば繰り入れは調整する、基金がなければ法定外が多いという、どこの自治体もその傾向がありますので、私どもは確かに基金の残高はさいたま市に次いで額的には2番目に多いですけれども、その資料はちょっと間違っているようすけれども、2番目に多いのですけれども、やはり基金が多ければ法定外は少し調整されると。基金がなければ税率を上げない限り法定外は減らせないということですので、私ども今後基金と繰り入れはうまく調整しながらやっていきたいというふうに考えています。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 繰越金を今回支払基金に1億2,758万6,000円入れて、一方で支払基金を4,000万減額しているということは、基金はさいたま市に続いて2番目といますが、さいたま市は120万の都市と、鴻巣は12万人の都市で2番目に多い基金を持つということの国保運営については、やはり被保険者のもっと所得に見合った保険料にすることを含めた検討をすべきだというふうに私は考えますので、本予算には反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) なしと認めましたので、よって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第72号 平成27年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

(休憩 午後零時07分)

◇

(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(学校教育部副部長兼学務課長) 午前中加藤委員の質問にお答えできなかった部分がございますので、それについてお答えしたいと思います。歳入歳出の決算書の257ページでございます。学校評議員事業でございますけれども、平成17年度まで謝礼はありました。ですが、平成18年度から市全体の予算上の措置で謝礼はなくなっており、保険のみの対応となっております。

以上でございます。

(国保年金課長) 午前中に国保の補正予算の中でご質問の前期高齢者と後期高齢者の人数の関係で、26年度決算、この後、今お手元にお配りしているのですけれども、昨年配りました25年度の決算の資料の中に前期高齢者分がありまして、1万2,955人、それと後期高齢者が1万1,805人ということで、これ団塊の世代が65歳から74歳という前期高齢者に入りまして、例の2025年には2025年問題ということで団塊の世代の方が全て今度後期高齢者に移行していくというイメージですので、その団塊の世代が今前期高齢者にいらっしゃると。その方が今後2025年度には全て後期高齢者のほうに移行するという流れでございます。

以上です。

(委員長) では次に、議案第74号 平成27年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) 3ページの債務負担行為補正のところ、ちょっと確認をしたいのですけれども、今現在もこれはやっているものですよ。事業選定を

今年度に行うということでしたけれども、今までやっていたのは、どこにこれは載っているのですか。

（長寿いきがい課長）26年度につきましては、スーパー健康スタジオが彩香ランドさん、お達者元気教室がイナホスポーツさん、脳いきいき教室は同じく彩香ランドさんということで、彩香ランドさんが2つ、イナホスポーツさんが1つということになっております。

27年度につきましては、全て彩香ランドさんが事業を行う予定ということでございます。

以上でございます。

（潮田）そうすると、27年度までは彩香ランドさん、今年度中に来年……ちょっと確認をしたい。

（長寿いきがい課長）今回債務負担を上げたのは28年度の事業ということになります。

以上でございます。

（潮田）そうすると、それを選定するに当たってはどんな形で。これって単純にいわゆる入札とかと違って、内容とかがすごく必要になってくると思うのですけれども、いろんな事業者さんが手挙げをするのかなというふうに思うのですが、どういう形、何を基準にこれは選定をしていくようなものなのでしょうか。

（長寿いきがい課長）基本的には指名の入札で行っておりまして、市のほうから細かな仕様を出しまして、いろいろ県のほうからもある程度の基準がありますので、それに従って仕様書を出しまして、その中で参加していただける事業者さんをお願いしているという状況でございます。以上でございます。

（潮田）8ページの介護保険給付費準備基金、これ先ほど国民健康保険のほうでも準備基金がありましたけれども、そっちの場合は5%ルールとかというような話がありましたけれども、こちらについては単純に引き算でやっていった残りということで、特に法的にこのぐらいは準備基金として残さなければならないというようなことはないのでしょうか。

（長寿いきがい課長）この準備基金の性質というものが、介護保険が3

年間で運営していきますので、その中で保険料が余ったものは基金に積み立てておいて、3年間の中で運用していくという形になりますので、幾ら以上とか幾ら以内とかというような制限はございません。

以上でございます。

(潮田) これは、この9月補正をした時点での残高はお幾らになるのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 26年度末残高ということで、1億8,038万6,469円ということで予定しております。ただ、これも今後3月の補正等で給付費等の追加の補正があった場合には、ここからまた若干落ちていくというような形(P80訂正あり)になるかと思えます。

以上でございます。

(竹田) 継続事業の入札結果表って皆さん持っていらっしゃるのでしたっけ。執行部の皆さん……入札結果表に出ましたよね。私見たの……指名競争入札で……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時12分)



(開議 午後1時13分)

(委員長) 再開いたします。

(竹田) 先ほど前任の方の質問の中で、今年度はいわゆるはつらつ体力アップ教室の業務委託が彩香ランドさんが受けたということで落札していますけれども、せっかく指名していただいたのだけれども……わからないよね、ここ聞いても。辞退される方が結構いらっしゃったものですから、ちょっとどうなのかななんて思って聞かせていただいたのですけれども、わからないですね。

(長寿いきがい課長) 実態を特に確認したわけではないのですが、今回、毎回この二次予防事業につきましては辞退される事業者さんが割と多くて、入札の担当の課とも調整しながら、なるべくうまく入札がいくようにということで苦勞しているところなのですけれども、実態といたしましても、今回27年度の入札でも7件自体されている状況でございます。

なかなかこれが二次予防事業、通所型の事業になりますので、送迎があるというところで、そこの部分でちょっと、単年度の入札になりますので、1年限りになる可能性もありますので、その辺の費用対効果というところで、車を持っていないところをわざわざ用意するのかとか、その辺の事情もございまして、辞退が多いのかなというのはちょっと担当のほうでは感じているところでございます。

以上でございます。

（竹田）そういう点から言うと、今まではいろいろな業者が入って、箇所箇所ですべていろいろな工夫をされていて楽しかったわよと言う方もいらっしゃるのです。ですから、今回は彩香ランドがいけないとかということではないのですけれども、いろんな場所に行ったらいろんなカリキュラムが組み立てられて楽しいというところがやっぱり必要かなというふうに思うのです。ですから、先ほど事業者を決めるとおっしゃいましたが、1社だけではなくて、いろいろな工夫が施されて、あそこの例えば体育館に行ったらアップやったら楽しかったとか、白雲荘に行ったら別のカリキュラムがあったとかということも含めて、いろんなサービスが提供されるといいかなというふうにちょっと思ったものですから、事業者の選定に当たってはそういうことも加味してもらえるのかどうか、ちょっと確認をしたいと思う。

（長寿いきがい課長）基本的に今回この事業で選定した事業者さんというのが、市のほうに事業者登録をしてある中で、もう介護予防事業というところを事業展開しているところを全て選んだというところでございます。できるだけ幅広くというところでは努力はしておるのですが、二次予防事業というものの性質上、なかなか事業者さんが多くいないというところがございます。ただ、できるだけなるべくバラエティーに富んだような事業ができるような形で今後もやっていきたいと思っております。

（竹田）ぜひ1社に絞るのではなくて、いろんなカリキュラムが提供できるというふうにしていただくと、利用者の皆さんもサービスが豊かになると思うので、ぜひそこら辺は加味しておいていただきたいなというふうに思いますので、要望しておきます。

続いて、先ほど支払基金の件ですけれども、1億8,000万なのですけれども、それはいわゆる平成26年度の決算から今度繰り越すわけだから、補正額でいうと約3億円くらいになるのではないかというふうに私は試算したのですけれども、私の数字は間違っているのかどうか、ちょっと確認をしたいと。

(長寿いきがい課長)先ほど申しあげましたように約1億8,000万ですけれども、これにつきましては26年度末の残高というところで、ここからこの26年度末で第5期の介護保険の期間が終わりまして、第6期の期間が27から始まるのですけれども、そのときの保険料を厚生労働省のワークシートで算出をしていくのですが、その中でこの1億8,000万のうちの1億5,500万を繰り入れして保険料を下げるというようなことでやっております、数字上は1億8,000万残っておりますのですが、第7期の3年間の中で、この中から1億5,500万取り崩していくという計算になってございます。

以上でございます。

(加藤) ちょっともう一度わからないので聞くのですけれども、先ほど債務負担行為の中での3つの健康的なことでやるということで、スーパー健康スタジオと脳いきいき教室、お達者何かと言っていましたけれども、以前からやっているのは知っているのですが、内容的なものはどういったことをそれぞれやっているのですか。

(長寿いきがい課長) 基本的にはスーパー健康スタジオにつきましては一次予防ということですので、こちらにつきましては幅広く65歳以上の高齢者の方を対象にいたしまして、集まっていただきまして、主に運動というところでございます。それと、お達者元気教室につきましては、こちらは転倒防止というところに重点を置いた教室でございます。それと、脳いきいき教室につきましては、認知症予防というところに重点を置いた教室になっております。

以上でございます。

(加藤) それで、これというのは希望者というかを募ってやるのでしたっけ。前に事前にありますよね、65歳からのチェックリストの。それに

対しての内容でするのでしたっけ。

（長寿いきがい課長）ちょっと説明が不十分だったようなのですけれども、一次予防事業というのと二次予防事業というのがございまして、二次予防事業というほうが要介護のリスクの高い方に対しての事業でございまして、チェックリスト等を行った中から危険性があるな、あるいはちょっとこういう教室参加したほうがいいなという方について案内をしているものでございます。それについてはこの事業ではなくて、また二次予防事業ということで展開しているものがございます。

今回のこの一次予防事業につきましては、開催場所等も介護予防カレンダー等で周知させていただきまして、各自に自由に参加をいただいて、それぞれその場に行っていただければ参加ができるという事業になっています。

以上でございます。

（加藤）では、誰でもということですよ。65歳以上であればね。何か先ほど入札するに当たって車をどうかというふうな説明もあったかと思うのですけれども、これ自由に参加であれば、送迎はないですよ。

（長寿いきがい課長）先ほどご説明したのが二次予防事業の通所予防事業の形でちょっとお答えしてしまいました。申しわけございません。一次予防につきましては通所ではございませんで、各自が集まっていたかどうかということでございます。大変失礼しました。

（矢島）1点お伺いいたします。

歳出の一般管理費、電算業務委託料の関係なのですが、ちょっと説明で腑に落ちなかったのですけれども、補正に出すということですので、当初では見込めなかった何か事情があったのだらうなと思います。説明の中でも業者がかわったことによるシステムの改修、これはちょっとどういう理由なのかなというところで、もうちょっと詳しく説明をいただけないでしょうか。

（長寿いきがい課長）まず最初に、なぜ当初ではなかったのかということなののですけれども、私ども当初今システム導入しておる会社がこと

しの12月リース切れになるというところで、新しい後継をとということで考えておったのですけれども、通常リースアップした後で1年程度の延長をするというところが割と多くなってございますので、私ども1年延長するというような予定で考えておったのですが、どうもマイナンバーの改正の関係でSEが不足というところがございまして、マイナンバーを鴻巣市でも介護保険システムの中でも改正をするという部分がありまして、その部分を入れると、ちょっと今までの既存の事業者にそのまま随意契約でやらせていくのと、新しいところ、入札でやるというところで大きな差がなくなってしまうということで、急遽システムを入れるための入札を行うという形になりました。その関係で、当初は事業者が変わるということを想定していなかったものですから、今回のシステムの改修につきましても、大もとのシステムについて、それに附属している納付書の収入の部分のシステムなのですけれども、今システムの大もとはジーシーシーというところに入っているのですけれども、そこから例えば納付書を使っていただいて、納付されたものを各銀行さんが集めて、りそな銀行さんが集めて、それを収納のデータとして作り直したものを会計に入れるという手続をとっているようなのです。それですので、銀行のエージーエスさんというシステム会社のほうの収納のシステムを変更する必要があると、納付書は様式が変わるというところで、そこが急遽出てきたというところでございます。

(矢島)非常に難しいのですけれども、かえるメリットはあるのですか。それから、3カ月間旧の業者延長しますよね。延長して、新旧並行ランさせてチェックをかけるのでしょうかけれども、逆に3カ月前から並行ランさせてチェックをかければ、保守委託料というのは支払わずに済んだのではないのでしょうか、それともシステムが間に合わなかったのでしょうか、その辺伺います。

(長寿いきがい課長)この保守の延長といいますがチェックのためということではなくて、認定調査を行うために認定調査票というものを現行のシステムでも出力をしているのですけれども、それを出しますと、現行のシステムでしかそこを取り込めないというところがございませ

て、調査から判定をするまでおおむね1カ月から2カ月、長いものと3カ月近くかかりますので、その部分でどうしても調査票が古いシステムで出されているものですから、その部分を取り込むというために期間を延長させていただいたということが主な理由だということでございます。

（委員長）メリットについてということで。質問は、メリットがありますかという。

（長寿いきがい課長）基本的に介護保険制度は今回大きな改正がありましたけれども、通常の今までの業者がシステムを改修するということと、あと改修して、そのまま入れる、導入続けるというところ、それと新しい業者さんを選んで、新しい介護保険のシステムを入れるというところで、いろいろ比較をしてみた中では、マイナンバー制度の絡みもありまして、一括でマイナンバーの部分も直したものが入るというところで、新しいシステムを導入せざるを得なかったというところがございます。

以上でございます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第74号 平成27年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 平成26年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(潮田) まず、歳入の部分で確認をしたいのが、決算書のほうで341ページの最後のところの指定公費、この指定公費というのがちょっとよくわからなくて、これ確認したいです。

(国保年金課長) 実は、70歳以上から74歳の方の窓口負担というのは1割負担と今2割負担の方もいらっしゃいますけれども、要するに年齢で区切っているのですけれども、1割負担の方の部分について、国が70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱というもので、法律とか法令に基づいてではなくて要綱に基づいて1割負担に抑えているのですけれども、そうすると市の負担がふえますので、そこを国のほうが指定公費という名前なのですけれども、非常にわかりづらいのですけれども、国が自治体、保険者のほうにお金を出しているというところがございます。1割負担の方について、特に指定公費という形で国が補填をしているという状況でありまして、本来であれば、法令に基づいてであれば国庫支出金に入ってくるのですけれども、要綱、予算措置といいますか、予算で国がやっているものですので、法令ではなくて要綱に基づいた措置でそれについては補填をしているという状況でございます。

(潮田) そうすると、これは国から入ってくるものということによろしいわけなのでしょうか。

(国保年金課長) はい、そのとおりです。国からなのですけれども、先ほど申しましたように、法律や政令、省令に基づいての根拠に基づいての国が支出しておりませんので、要綱に基づいた予算措置で、これお金を出していますので、受け入れ先が諸収入ということで、こういうふう指定公費ということに入っています。

(潮田) これに係る人数とかというのはあるのですか。この金額は何人分になるのかというようなことはわかるのですか。

(国保年金課長) ちょっと今細かい数字は押さえておりませんが、先ほどの歳出の表の右側の表の前期高齢者分、歳計70から74歳、この方の6,036人のうちの方の中で、昨年4月2日以降、70歳を迎えた方は既に2割負担になっていきますけれども、それ以前に70歳になった方は1割負担になっていきますので、6,036人のうち、多くの方は1割負担になっていきますので、新たに26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える人から段階的に2割負担というふうになっていきますので、ちょっと最大6,036人ですけれども、その内数になっていきます。

(潮田) そうすると、26年度の時点では、新たに2割負担になった人というのは人数的にはいるのでしょうか。

(国保年金課長) 誕生日を迎える、要するに去年の4月2日以降に誕生日を迎える方、この方はもう2割負担ということになっていきます。

(潮田) 了解です。その前の時点でその方は2割だった方がそのまま移行という形ですよね。そういうことですよ。新たなというのではないですよ。わかりました。

あと、歳出のほうになります。先ほど透析の方の金額が50万、医療費だったら50万だったのが、透析になると500万になるということでしたけれども、この26年度決算の中で市内の国民健康保険に係る透析の人数というのは何人ぐらいなのでしょう。

(国保年金課長) 約100名です。

(潮田) あと、医療費の伸びもそうですし、もともと鴻巣市の医療費が高いということは何年前からもずっと言われていますけれども、糖尿病のほか、がんとか、そういったほうの割合というのも高いのではないかと思うのですが、鴻巣市の全体の特徴、糖尿病以外で医療費に関する特徴というのは言えるものは何かあるのでしょうか。

(国保年金課長) この歳出の表の右側に高額、上位5位の方を掲載させていただいておりますけれども、これベストではないのですけれども、心臓、いわゆる循環器系ですね。実は国保連でもこの辺の分析は既に行

われておりまして、どのくらいの割合というのはもう既に出ているのですけれども、やはり生活習慣病、糖尿病もそうですけれども、血圧、高脂血症、あるいは心臓とか、そういうものがやはり多い割合で、それが鴻巣市だけの状況かなと思うと、やはり北足立北部といいますか、桶川、北本、上尾あたりも同じような感じで、やはり血圧を含めた生活習慣病が多いという中で、それはなぜかというものをちょっと考えてみたのですけれども、やはり前期高齢者の割合が実は鴻巣、北本、桶川も高いという統計がありまして、ちょっとお待ちください……大変失礼しました。既にビッグデータとかデータヘルスとかいう言葉でデータが今集まっていますので、ある意味いろんな分析がされているわけです。その中でやっぱり特徴的なものとしては、前期高齢者構成率の推移ということで、26年度では一番高いところで蓮田市が45%、北本市が44%、白岡が43%、桶川が42%、その次の5番目が鴻巣市で42.6%、やはり非常にそのあたりの構成が高いほうになっていると。市町村平均が37%ですので、5%ぐらい、市平均では36%ですが、やはり五、六%、この辺の方が多くなると。そうすると、やっぱり高齢化すればするほど医療費がかかっていくという流れになっておりますので、やはり北本、桶川、鴻巣というのは5番目に入っていますので、似たような状況になっているというような私どもの分析でございます。

（潮田）先ほど医療費の削減という意味で、薬のほうのジェネリックの差額通知を始めたという話がありました。このジェネリックの実際それで使ったかどうかという数字は出るかどうかあれですけれども、まずはこのジェネリックで差額通知をした全額、どのぐらい抑えることができるというような数値が出たのでしょうか。

（国保年金課長）実は国保連のシステムを使いますと、差額が毎月出るので。今申しわけありません、ちょっとうっかりデータ持ってくるのを忘れてはいたけれども、結構な額が出ているのです。実は、もともと鴻巣の方、被保険者の方は比較的ジェネリックを使っていた様子なのです。25年度で既に48.8%の方が使っておりまして、40市の中では7番目、26年度決算では4番目の57.90、そしてことしの27年度3月診療分、これ27

年度になりますけれども、国の目標であります60%をいよいよ超えてきたということで、非常に鴻巣市の方はお医者さんとの相談の中でジェネリックを使っているということで、非常にありがたいなと思っております。

ただし、これジェネリック使っているのですけれども、非常に薬を多くもらっている方が多くて、1人当たり調剤費が高いというデータも一方でありますので、この辺今後しっかり広報とか、皆さん薬余っていませんかとか、二重にお医者さんでもらっていませんかとか、この辺を徹底して医療費を下げていきたいというところがございます。

（潮田）続きまして、保健事業費のところのがん検診委託料というところなのですけれども、これはいわゆる一般会計のほうでもがん検診ありますけれども、国保のほうでのがん検診と一般のほうのがん検診の割合というか、これはどの部分が国保で計上されていて、その割合は何%ぐらいになるのでしょうか。

（国保年金課長）実はがん検診は健康づくり課のほうで一括してやっていただいております。ただしほとんどがこれ国保の方の分になっております。ですから、割合的には恐らく8割とか9割以上が、がん検診の方のうち、ほとんどが国保の方。ほかの方は職場で結構胃検診ですとか、いろんな検診やっていますので、がん検診はほとんど国保の方というふうに私も把握しております。ただ、詳しい率は。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）昨年度のがん検診で申しますと、肺がんが全体で2,087名の受診者のうち、国保被保険者が1,414名ということですので、7割ぐらいでしょうか。胃がんが1,657人中1,090名ということですので、6割程度なのではないかな（P65訂正発言あり）という今の集計上の、正式に計算してはおりませんが、割合だと思われま。

うちの課で支払いをした部分について、そのうち国保分の数字が出ますので、それを一般会計のほうに振りかえていただくという、そういう予算的な流れにはなっております。

以上でございます。

(潮田) 今の胃がんとか肺がんの場合はどこの事業所もやっている検診ですけれども、乳がんとか子宮がんとかになりますと、事業所とか何かを選択して、選択性でご本人が希望する場合が多いのですけれども、乳がんとか子宮がんとかの場合についても同じような割合ということで考えているのでしょうか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 乳がんの場合には、集団としての数字でございますが、集団として968名中国保被保険者が454名ということで、およそ50%強という形になっております。子宮がんにつきましては、頸部のみですが、全体1,479人中、国保が413名ということですから、これは50%には全然いっていないというか、3割から5割、そういった数字でございますので、先ほど大部分六、七割と申し上げましたが、訂正をさせていただきます。種別によって若干のというか、国保に占める割合は違ってきております。

以上でございます。

(国保年金課長) それで、歳出の表の真ん中の下あたりにがんの表がありますので、全受診者数が2万7,000で、うち国保が1万4,000、この数字は違いますか。

(何事か声あり)

(国保年金課長) この数字と同じですか。

(はい、そうですの声あり)

(国保年金課長) この数字。これいただいた数字なので、多分合っているはずなのですけれども。1万4,893割る2万7,133。そうすると、全体では54%ぐらい。

(失礼いたしましたの声あり)

(国保年金課長) 私もちよっと。大変失礼しました。

(潮田) 今ちょうどこの表のすぐ上のところに保健衛生普及事業でバランスアップ教室、うんどう教室、これも委託事業でやっているのだと思うのですけれども、これはどういうところに委託で出しているのでしょうか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) バランスアップ教室につつま

しては、今も市内の4公園、人形町、大間公園、すずかけ公園、あと中央公民館の裏手の公園、4カ所におきまして高齢者のためのバランスアップということで、ある事業所というか、そういったところに委託をしまして、国保の事業として健康づくり課が行っていたというものでございます。

以上でございます。

(潮田) それ、うんどう教室のほうではなくてですか。バランスアップは体育館とかでやっていたのではなくて。うんどう教室というか、うんどう遊園でやっていたもの。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 申しわけございません。訂正をお願いします。バランスアップ教室ではなくて、うんどう遊園事業ですので、うんどう教室です。申しわけございません。

以上です。

(潮田) 今までも医療費の削減、また市民の健康のためにいろいろやってきたというものがこちらにあるわけで、今これ決算だからいいのですけれども、この今までの事業を踏まえて、健康づくり宣言の今回の議決した後、これはもっといろんな課が連携持って、今も言っていたバランスアップ教室、うんどう教室は国保のほうで、一応お金の出どころは国保ですよ。だけれども、健康づくりと同じような事業がやっぱり幾つかあるし、スポーツ健康課が今度またウォーキング事業とかもありますので、そこら辺を全部やっていって初めて、医療費の削減だけが目的ではないですけれども、健康が大事ですけれども、いうふうにやっていけるのだと思うのですが、これの特に予防事業として26年度取り組んだものというのは、ここに書いてある、国保としてやってきたものはバランスアップ教室、うんどう教室、それのほかには先ほど言っていた糖尿病のほうの関係。あと、ほかにどんな事業をやっていたのでしょうか。

(国保年金課長) 早期介入保健事業というのがありまして、これ特定健康診査でちょっとメタボですよ、ちょっと数値が悪いですよという方にはその後保健指導が入っているのですけれども、これ早期介入というのはそれ以前の予備群の方を前年度の数値を抽出いたしまして、そのなか

ら通知を出すと、大体80名ぐらいから100名ぐらい応募があるのですけれども、その方に早期介入保健指導事業ということで、運動と栄養と休養という3つの柱がある、そういう講座を私どものほうで、今度国保年金課直接委託で行っているのですけれども、今まさに27年度が始まったばかりなので、9月から12月ごろにかけて、ここ3年ぐらいですか、やっております。この方たちは、見た目はおなかが少し出ちゃったかな、でもほかの数値はいいなとかいう方で、本当に予備群の方ですから、その方たちに早期に健康管理をしていただくというこの事業を展開しております。これも非常に、皆さん体重が減りましたとか、少しおなかがへこみましたというような意見が出ていますけれども、やはり継続が必要だというふうに考えています。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時06分)



(開議 午後2時20分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(竹田) 前任の方の質問をお聞きして、本当に丁寧に国保というのはやっているのだな、とりわけ特定健診の後のフォローというのは本当に丁寧だと思います。実は、私も協会けんぽの扶養で入っております、特定健診受けても、その後の結果表が来るだけで、何もフォローがないということから考えると、国民健康保険というのはそういう身近な自治体で事業をしているから、住民の皆さんの健康に本当に心を配慮していただいているというふうに思いますが、歳入の中の国庫負担金の中に財政調整交付金とかいうので歳入でありますけれども、消費税増税された分が国庫支出金の中の負担金とかどこかでふえているのかどうか。やはりこれだけ身近なところで事業をしているわけですから、平成26年度ではふえているのかどうか、まずお聞きをしておきます。

(国保年金課長) 地方消費税交付金は一般会計のほうの歳入でありますけれども、一般会計と特会のつながりは繰り出し、繰り入れのつながり、その中で、説明の中で国民健康保険基盤安定事業というお話をさせてい

ただきまして、これはいわゆる保険税の軽減相当分。昨年度所得の範囲を少し拡充させていただきましたので、その拡充部分に多少地方消費税交付金を充てるといふ形にさせていただいてありますので。

具体的には平成25年度の国保税軽減分というのがありまして、これ国は地方交付税一般財源化ということで今国の負担割合ないのですけれども、交付税で見えていますということなのです。県が4分の3、市が一般会計ですけれども4分の1を見えています、それでいきますと、市の負担が25年度が約3,290万だったのですけれども、26年度はその拡充がありまして、約3,880万になりました。この分を地方消費税交付金で賄わせていただいたというところであります。この後、介護の次に後期高齢者制度についてご説明するのですけれども、同じく後期高齢者のほうも、今度保険税ではなくて保険料ですけれども、保険料軽減分でやはり25年度が約3,750万、26年度が4,170万、この差額分約400万ぐらいありますけれども、こういうものに地方消費税交付金を国保年金課では充てさせていただいたと。ほかにも資料出ていると思えますけれども、いろんなところに消費税を増収分というか、社会保障財源化分ですか、これを充てさせていただいています。

(竹田) 今のお話の平成25年度と26年度を比べても、いわゆる590万ですよ。例えばこの国保事業を行うに当たって、消費税が課せられる部分というのはあるのでしょうか。いろんな事業を委託していますけれども、その部分では基本的には消費ではないから、消費税というのはかかっていないというふうに解釈していいのでしょうか。

(国保年金課長) 一般会計も特別会計も、消費税というのは消費税課税されている部分と非課税の部分と不課税の部分といろいろ分かれています。申告義務があるのは水道会計と下水道企業会計は消費税の申告しているのですけれども、ほかの会計については非常に複雑ということで、消費税の申告はされていないのですけれども、いろいろやはり消費税はかかっています。というのは、当然何か買えば、消耗品買えば消費税かかっていますし、委託すれば、当然そこには消費税かかっているという形で、お支払いする部分には消費税かかっていると。その分、では

国保税増税しているかというのと、増税はしておりませんので、その分だけ歳出のほうがりやがり受けているという状況にあります。

(竹田) わかりました。ここの部分で前年度よりもそういうところでは590万とかふえていますけれども、逆に言えば、いろんな資材買ったりとか委託したりすれば、当然委託業者は消費税を納付する義務もある業者ですから、590万くらいというのは消えてしまっているのかなと思うのですけれども、実際どうなのでしょう。

(国保年金課長) 消費税かかる分について、先ほどの地方消費税交付金、一般会計から繰り入れしてもらった部分に充てているわけではなくて、あくまでも保険税の軽減で下がった部分、足りない歳入部分ということでいただいていますので、消費税上がった分については違うところで何とかやりくりしているというところがございます。

(竹田) 続いて、国保税の滞納による差し押さえというのはやっておられるのでしょうか。資料では一般会計のところでは差し押さえがありましたけれども、国保税の滞納による差し押さえはありますか。

(国保年金課長) 差し押さえというのは最後の最後、国保からすれば、まず意見が分かれるところかもしれないけれども、短期証あるいは資格証というもので、本市におきましては滞納額が50万円以上の方で、いろいろ条件ありますけれども、短期的に4カ月の保険証を出させていただいて、納税相談、これは収納対策室と連携しながらやっておりますけれども、短期証の方については当然差し押さえまでいかないで、まず納税相談をしていただいで、今後の支払いにつなげていくと。中には分割という方もいらっしゃいます。中には何も応じない方については、保険証は送っていません。そういう納税相談に来られた方については郵送、全額でないにしても引き続き納税されている方については郵送しております。ですので、そういうものを収納部分とタイアップしながら、なるべく差し押さえまでいかないようにしておりますが……ちょっと今手元に国保だけの差し押さえというのが、なかなかいろんな、実は滞納されている方というのは国保だけではなくてほかの税もいろいろ滞納されている方はいらっしゃるの、国保だけの滞納の方で差し押さえというの

はちょっと手元にデータありません。それが厳密に出るかどうかわかりませんので、もし出るようであればですけれども、恐らくちょっと難しいかなと思っています。

（竹田）わかりました。基本的にはペナルティーみたいな形として短期保険証の発行をしているということで、4カ月と6カ月という資格期間が別々にありますよね。今50万円以上滞納した場合4カ月ということと6カ月の人との関係で、いわゆる短期保険証の発行件数を伺います。

（国保年金課長）4カ月、6カ月の差は、6カ月は18歳以下の方、いわゆる高校生以下の方については6カ月の短期証をお出ししまして、それ以外の方は4カ月と。ですので、こちらとしては税の公平、公正さもありますので、とりあえず連絡をしていただきたいと、納税相談に応じていただきたいというのが私どもの考えですので、4カ月、6カ月と2種類ありますけれども、一般的に成人している方等については4カ月の短期証を入れています。

件数につきましては、決算でまず申し上げますけれども、昨年9月通知で10月から有効な方で302世帯の方に、いわゆる短期被保険者証を発行しております。そのうち新規の方が46世帯ということでございます。ちなみに、ことし、また10月以降の準備をしているのですけれども、短期証が313件、大体このくらいの250件から300件ぐらいの世帯に今までも送っていますので、特に大幅にふえているとか極端に減っているというわけではありませんけれども、大体250後半ぐらいから300前後ぐらい、これを4カ月に1度お出ししております。

（竹田）先ほどいわゆる納税相談に来ない、長期にわたって滞納している人については、納税相談をしていただいて、だから窓口へのとめ置きでもあるのですよね。

（国保年金課長）はい、あります。

（竹田）どのくらいあるのでしょうか。そこには18歳以下の人というのは含まれているのでしょうか。

（国保年金課長）今回の27年10月で、ちょっと今メモを控えてあるのですけれども、約3分の1が郵送、残りが相談の方、200世帯。この方たち

が医者にかかろうとすると、例えば保険証がないからということで、そのときに窓口にお見えになって、保険証はもう有効期限切れているのですけれどもということで調べますと、ちょっと税のほうは納まってありませんねということで、今度また私どもと収税のほうとタイアップしながら相談になるということになっています。

（竹田）とめ置きの中には18歳以下のお子さんの分というのは入っているのでしょうか。

（国保年金課長）ちょっとそこまで今確認は、今の手元で確認しているデータはありませんけれども、理論的には6カ月で切れていきますので、通常は世帯主課税で、世帯主が主に保険税って払っていますので、その世帯の親の方が払っていない、納税相談に応じなければ、当然保険証はご本人には行かないという状況にはなると思います。

（竹田）1つそこで心配なのは、15歳まで鴻巣は基本的に市内の病院だったら入通院とも無料になっていますよね。受給者証を持っていくに当たっては、市から発行していただきますよね。受給者証を持って、窓口の支払いしなくていいというふうになるのだけれども、その場合滞納していると、手続にも来れない、受給者証ももらえていないという人はおられるのでしょうか。理論的にはちょっとあるのかなというふうに思うのですけれども、実際どうなのかなと、ちょっと心配して。

（国保年金課長）今のはこども医療費の。

（竹田）こども医療費との関係で。今滞納している人は3分の1は送っているけれども、3分の2は窓口にとめ置きしていると言ったでしょう。だから、更新するときに国民健康保険証の納付して……だから受給者証をもらうに当たって、その手続というのはこういうダブってやっているのか。全く親は滞納していたって、子どもは罪はないわけだから、無料ですというふうにしているのかどうかということの確認。

（国保年金課長）ちょっと私そこまでは確認できていません。

（竹田）わかりました。とにかく私たちがもらったこの社保協キャラバンの資料によると、鴻巣市はとめ置きしていませんというふうに答えているのですけれども、実際は納税相談しなければ郵送しないということ

は、とめ置きということの理解でいいですね。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 2 時 3 6 分)

◇

(開議 午後 2 時 3 8 分)

(委員長) 再開します。

(国保年金課長) 先ほどちょっと私も担当者に聞いた、定かではなくて、ちょっと部内のほうで今話がありまして、高校生以下は送っているということですので、とめ置きはしていないということでございます。

(竹田) わかりました。高校生以下は基本的には、人権にかかわる問題だし、子どもに罪はないわけだからいいのですけれども、たださっきの訂正のところで言うと、社会保障をよくする会のキャラバンの中では18歳以上の人の保険証は、長期にわたって滞納したりしていると、納税相談が来るまで窓口においてありますということではいいですね。

(国保年金課長) それも含めて再度確認します。基本は、郵送はしていないはずですので。ただ、今子どもさんというか高校生以下については送っているということですが、それ以外の方について基本は窓口にお見えにならないと解決しないはずですが、そこを厳密にどこまでやっているか、再度確認して、この後すぐお答えさせていただきたいと思います。

(竹田) 続いて、基金残高は決算カードとかそういうのを見ると12億1,075万7,927円、補正の中でもやりましたけれども、先ほど上から2番目に基金残高、支払基金の残高が多いということですのでよろしいですね。

(国保年金課長) 先ほどキャラバンの資料集で、さいたま市はちょっと違う数字がありましたので。さいたま市は約41億、平成26年度末で基金残高保有していますので、その次は鴻巣市が12億1,000万程度ありますので、額的には2番目に多いという状況です。

(竹田) 120万人のさいたま市に続いて、12万人の鴻巣市が2番目に基金残高が多いということです。

では、法定外繰り入れは年度末に行いました。その結果、ここに今出さ

れた資料でありますけれども、この1人当たりの法定外繰り入れというのは最終的に幾らになったのかということと、全県の中では何番目に位置するのかということをお伺いします。

(国保年金課長) まず、法定外繰り入れ、26年度は、先ほど申し上げましたけれども、3月補正で1億7,000万を入れさせていただいて、これを1人当たりに換算しますと、1人当たり5,276円。これ戸田市から始まりまして、一番下は幸手市なのですけれども、額的には1人当たり37番目。ただし、これ考え方が従来と変わりました、25年度までは40市の1人当たりの平均を出していたというのが一つのルールだったのですけれども、平成30年度の新しい制度が始まるに当たりまして、基金の残高と繰り入れを調整しながら、今後3年ぐらいやっていきたいと思いますということですので、別に私どもは1人当たりの繰り入れにはこだわってはおりませんので、財政運営に必要な繰り入れをしながら、基金残高は5%ルールというのを申し上げましたけれども、その辺を調整しながら入れておりますので。確かに25年度までは1人当たりの平均というものを意識してやっておりましたけれども、今ちょっと考え方が変わりましたので、その辺をご了承いただきたいと思います。

(竹田) そういう中で、資料請求した中で見てみると、資料請求したナンバー5ですよね、国保税の所得階層別の世帯ですね、1万8,745世帯のうち、いわゆる課税標準額がゼロの人、いわゆる税の課税とは違いますものね。33万円引いて、分でも、これだけしか引かないのに6,334世帯、全体の構成の33%が課税標準ゼロ円ということで、例えば課税標準100万円以下の場合には56%という、こういう状況なのですよね。ということは、国保に入っている人のどのように入者を見ておられるのかお伺いしておきます。

(何事か声あり)

(竹田) 低所得者が多いのではないかと私を言いたくて。

(国保年金課長) まず、この議運の請求資料の中で課税標準額、これは世帯の総所得金額から基礎控除33万を引いた、いわゆる課税標準額になっておりますので、ある意味所得に近い数字なのですけれども、ゼロ円

の世帯が6,334、そのうち7割軽減を受けている世帯が3,600、4,000近くあるわけですがけれども、あと未申告の世帯がありまして、これが約900世帯ぐらいあります。

それと、擬制世帯主ということで、国保の加入者がいらっしゃるのですがけれども、本来の世帯主がほかの社会保険に入っているとかで、世帯主とみなす、いわゆる擬制、同一とみなすということで、その方の所得が反映されていませんので、課税標準額ゼロという方が約700ぐらいいらっしゃいます。

その他、旧世帯主といいますか、国保から後期のほうに行った方がいて、後期は世帯主課税ではありませんので、その方のやはり世帯の所得、課税標準額がないという方も含めて6,300。にしても、約4,000人前後の世帯が課税標準額がゼロという状況でございます。

これが、全国的に見てどうかというのと県内でどうかということがあると思うのですがけれども、やっぱり首都圏というのは、特に埼玉県もそうですけれども、所得は比較的全国的には高い水準にあるという統計があります。ただし、その中で埼玉県の中で鴻巣はどうかというと、平均よりやや下回っているような状況ですので、全国的にはそう変わらないと思いますけれども、県内では埼玉県というのは所得が全国的には高いほうですので、全国的には平均並みだと思っておりますけれども、県内の中ではやや低いかなどということです。

ただし、もともとの国保の考え、国保制度というのが高齢者、年金受給者の方や非正規職員、あるいは離職者と、もともと低所得者の多い方ですので、極端に鴻巣だけが非常に多いというわけではないというふうに、そういうふうに考えています。

（委員長）ちょっと時間が今超過しているので……

（竹田）これで終わります。いわゆる埼玉県内の中ではどちらかという低いほうということはあるということと、国保全体に入る人たちが所得が低いと、いわゆる現役世代ではありませんからね。そういうふうなことを考えると、やはり一般会計からの繰り入れはせめて県平均並みに行うという考え方のもとで平成25年度まではやってきたということです

けれども、平成30年から市町村と県が共同して運営を行うというのはこの自治体も同じ条件ですよ。こういう県が運営すると。だけれども、鴻巣だけは県平均並みよりも少ないということを見ると、例えば私たちが持っている資料によると、春日部市とか、それから蕨市は全く基金を持っていなくても運営している。それは、生活として命を守るという点で、なるべく一般会計からの繰り入れを行いながら、命を守るという点の考え方があると思うのですけれども、鴻巣は基金を優先して、一般会計からの繰り入れはその程度におさめるという考え方そのものが、やっぱり生命を守る、健康を守る皆保険制度の精神からいったら、私はもっと考慮すべきではないかというふうに考えますが、その点はどうでしょうか。最後にお伺いします。

（国保年金課長）非常に難しい問題だというふうに考えています。

本来基金というのは、名前のとおり国民健康保険支払準備基金ですので、繰り返しになりますけれども、急に医療費がかさんでしまったとか、リーマンショックのように急激に歳入が減ってしまったとか、そのときに支払いができなくなる、そういうときに基金を活用して、もうそのときは一般会計が面倒を見てくれないという条件のもと、基金を持ちながら支払いをするというのが基金だというふうに考えています。

一方、法定外繰り入れというのは赤字補填的な意味合いが非常に強くて、歳入歳出やってみて、やっぱり歳入が足りないという場合に法定外を入れているという状況で、実は全国的という話は先ほどもしましたけれども、首都圏が一番法定外を入れているところなのです。その三千四、五百億円のうち、東京都がほとんど、一千何百億入れているという状況で、実はほとんど法定外入れられない自治体も地方に行けばあるのです。それと比べれば、埼玉県、鴻巣も、かなり法定外入れてきましたけれども、やはり法定外は、国保被保険者というのは3万2,000で、人口の約4分の1程度ですので、余りそこだけに入れてしまうと、やはり公平、公正からすると、何で国保だけに入れるのという話も出てきますので、基本は独立採算というのがやっぱり一番いいと思っていますので、その辺は国の考えも同じで、国費をどこまで投入するかというと、私どもは国費い

っばい入れてほしいのですけれども、国は国保だけそんなに入れてどうかというのがすぐ論議になりますので、その辺は十分今後も部内あるいは庁内含めて慎重に検討していきたいと思っています。

（加藤）ちょっと少しだけ質問します。

特定健康診査なのですけれども、先ほど40%の率の健診者、受診者というふうなことがあったかと思うのですが、この検査を受けている人の年齢的なものというのは把握されているのでしょうか。何歳ぐらいの方が、大体どのぐらいの人が受けているという。

（国保年金課長）やはり特定健康診査というのが40歳から74歳までの方、75歳以上の方は後期高齢医療制度のほうで健康診査やっていますけれども、一番低いところは40代、やっぱり現役世代の方は40代、次は50代の方が次に低いということで、国保でいうと60代、74歳までの方が一番多く特定健診を受けられるという状況にあります。

（加藤）74歳までの方なのでしたっけ。では、その75歳からの方という方の健康診査というか、そういう健康診断的なものというのは後期高齢の、何かそっちのほうの関係でやっているということになるのですね。

（国保年金課長）75歳からは、今度は特定ではなくて健康診査ということで、後期高齢者医療制度の中で私どもがやらせていただいています。ただし、これ県内でも75歳以上の健康診査やっていない自治体もありますので、私どもとしては一生懸命75歳以上の方についても特定検査もやっておりますし、人間ドックの助成もやっておりますし、やはり自治体によって特定検査や人間ドックやっていない自治体、助成していない団体もありますので、私ども一生懸命やらせていただいております。

（加藤）その辺私もちょっと一緒くたになっていたのですけれども、これは後期高齢者のほうの関係になってしまうのでしょうかけれども、75歳以上ですと健康診査ですか、そうするとことしおばあちゃん、何かいつも受けているところからでしょうか、ことしは受けないのですかみたいな、そういう話が来たそうなのです。おばあちゃんどうすると、もう90歳になる方なので、今さら健康診査をしてどこをどうするなんていうことないから、いいわよと言ったという話で。なので、何でそんな質問し

たかという、先ほど60%以上に引き上げていくという目標だというふうにおっしゃっていたので、なかなかやっぱり高齢になって、そういうふうになってくると、そこまで健康診断していただいて長生きするよりは、もうそのときはそのときだみたいなことで考えている方もいらっしゃるのかなというふうなことで、60%というのはほかのがん検診とかいろんな受診率から考えますと、かなり高い位置なのかなというふうに思ったのです。なので、そんな高い目標で大変なのではないかなというふうな気がして、ちょっとそんな質問してみたのですけれども。

(国保年金課長) 実は、国保の29年度の目標は60なのですけれども、日本全体では協会けんぽあり、健康保険組合、共済組合、実はそっちは70%だったり、もっと高いのです。国は、今それを80に引き上げようとしていますので、そうすると国保は60からまた目標が上がるような気がしております。その中で、非常に県内でも危機感を持って取り組んでおります。いろんなPRだとか、自治体によっては景品を上げたり、抽せんで温泉旅行行ってもらったり、とにかく健康寿命と平均寿命ではないですけれども、皆さんが元気で全うしていただきたいと。実は10歳ぐらい平均寿命と健康寿命が差がありますので、これは短くなれば一番いいわけなので、そのために特定健康診査というのをやっていると思います。早期に病気等を発見して、治療をしていただいて、また元気になっていただいて、健康寿命を延ばしていただいて、元気に。私なんかは今五十五、六ですけれども、やっぱり元気で、それこそ最後までばたっといくのが夢で、元気でいくのがいいと思いますので、できればお年寄りでも健康診査は受けていただきたいということでございます。

(加藤) 特定健康診査のほうなのですけれども、26年度が40%ということで、大体特定健康診査と同時に大腸がんの検査などがセットされているのではないですか。先ほどの中で大腸がんの検診されている方は二十何%とかというふうに答弁があったかと思うのですけれども、その辺健康診査のほうはするけれども、やっぱり大腸がんの検査はしないという方が多いのですか、せつかくそこに行っても。随分パーセントが違うなと思ったのですが。

(国保年金課長) 実は同じ部で協力し合いまして、お互いに特定健診を受ける方にはがん検診を勧めたり、がん検診を受けている方には特定健診と、大体同じ時期にこれやっていますので、多少がん検診のほうが期間長いのですかね。特定健診は6月から10月いっぱいですがけれども、がん検診は12月、1月ぐらいまでやっておりますけれども、ただ同じ同時期にやっていますので、お互いに協力し合って健診を受けていただいています。一番効果的なのは、やっぱりかかりつけ医の先生が直接受けたほうがいいよと言うと、患者さんは受けるのが多いらしいのです。私も先生に毎年5月に医療機関への説明会の中で非常に協力をお願いしているところでありまして、今後もどんな形にしても特定健診を受けていただいて、予防対策に力を入れていきたいと考えております。

(加藤) では、別件なのですが、先ほど透析をしている人数が約100名というふうなことでしたけれども、透析に関しては個人負担というのはゼロだというふうに聞いているのですけれども、それでいいのかどうか。それで、高額医療的なもので、これなっているかと思うのですが、透析のみの大体費用額というのはどのぐらいなのか。

(国保年金課長) まず、透析の自己負担につきましては、これ特定疾病ということで、今度福祉課ですか、移管されましたが、そちらのほうの手続をとりますと、従前は1万円以上の部分については高額、あるいは物によっては2万円以上もありますけれども、どちらか高額医療で補填されまして、1万円までは障がい福祉課、今の福祉課のほうで補填されていまして、自己負担はないという状況にありました。ただし、この1月からですか、何か65歳以上の方については、新規になった方についてはその辺の補助がどうもなくなったというお話で、ちょっとその辺は県の補助制度がなくなったということを聞いていますけれども、多分自己負担は多少、1万円とか2万円とかあるみたいな話です。

それと、透析については500万円と申し上げましたけれども、週3回ぐらい透析に行きますと、大体3万円から4万円かかっていきますので、月に十二、三回、すると大体三十数万、それが12カ月で500万から、多い人だと600万、そのようにかかっております。

(加藤) 大変な病気なので、本当に個人負担があつて、それをそんなにかかるなら、ではやっぱりもう透析もやめてしまおうなんていう方も、中にはそういうふうなことで、昔は本当にそういう透析もできなく亡くなった方たくさんいらっしゃるのでしょうけれども、そういう医療制度ができて、送迎もあり、ちゃんと週3回行けるといふふうなことで、かなり長生きされている方というのは私も実際見ているのですけれども、またそこでそういうあれがなくなって、本人の負担が出てくるというふうになってくると、またちょっといろいろなことが起きてくるのかなというふうな気がしますけれども。

また別件なのですが、先ほどの短期証の関係で、ちょっとわからないので、追って質問したいのですけれども、18歳以下の方には6カ月の短期証を出す、そのほかの人は4カ月というふうな短期証というふうなことですけれども、18歳以下の人というのは普通高校生とかであれば扶養になっていて、親の国保のあれで、もし親が払わなければそういった短期証を出すとか何かとなるわけではないですか。18歳以下の人のそういうふうな対象で短期証を出すというのは、18歳でも必ず高校生とはもちろん限らないのですけれども、どういうことなのかちょっと教えてください。

(国保年金課長) 国保というのは国保税が世帯主課税になっていますので、世帯で取られてしまいますので、基本的には高校生以下の方はほとんど所得がないはずですので、通常は親の方が国保税を払うと。そういう中で、高校生以下については6カ月の有効期間の短期証が出るわけですが、それは必ず郵送していると。ただ、ちょっとこの後確認させていただきますけれども、それ以外の4カ月の方は本当に郵送していませんけれども、ずっと来なかった場合どうするのかということについてはちょっと確認させていただきたいと思います。ですので、世帯主課税ですので、世帯として捉えていますので、親が滞納をどんどん積み上げて50万円以上になってしまうと、その子どもさんの部分も短期証に切りかわっていく、そういう流れでございます。

(委員長) ほかに質疑はありますか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 県内に2番目に多い基金を約12億円を持っています。そうした中で、県内でも所得の低い人たちが多く入っている国民健康保険です。かつ、それを国保税を引き下げるための一般会計からの繰入金を県内平均以下に抑えるという方針のもとで行われた平成26年度の決算認定について反対とします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結といたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第76号 平成26年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり認定されました。

では次に、議案第78号 平成26年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について執行部の説明を求めます。

(長寿いきがい課長) 78号の説明の前に、1点先ほどの補正の関係でちょっと補足というか訂正をお願いしたいのですけれども、基金の残高についてご説明申し上げまして、約1億8,000万ということで26年度末ということでお話し申し上げたのですが、その後この額からまた今年度の補正によって数字が変わるということでお話ししたのですが、この額は26年度の決算額ですので、この数字はもう変わりません。この後に、今回27年度で補正させていただきました積立金を足し上げまして、27年度9月補正後の決算の見込み額といたしまして約3億2,000万というところ

になります。その額からまた今後の補正によって基金の積み立てが若干変わるかもしれないというところがございます。26年度決算額は変わりませんので、その辺を訂正させていただきます。

以上でございます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(竹田) 介護保険制度は、見直しをされるたびに非常に複雑多岐になってくのですが、なぜこのように複雑多岐になるのでしょうか。単純な質問をします。

(長寿いきがい課長) 介護保険制度というのは、最初始まったときは介護予防というような概念もなく、地域支援事業というようなものもなく、単純に家族介護から公的な介護に切りかえるというところで、すっきりしていた状況だったと思います。確かに私も久しぶりに介護の仕事をやらせていただいたのですが、その中でいつの間にか新しい介護予防事業というものができまして、ちょっと複雑になってきておるところなのですが、やはりそれにはどうしても保険料が毎年毎年、毎回毎回上がってしまうというところがございます、そこを何とか継続してやっていけるという制度にしないといけないというところで、介護予防事業が入ってきて、このような介護保険の保険料をいただきながら、その中でなるべく元気な高齢者をふやしていこうというところでの制度の改革というか改正なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

(竹田) そういう点からいくと、さっきの国保との関係とか、スポーツ健康課にしたみたいに、一般施策としてやっているわけで、そういう点では介護保険というのは公的に介護を支援するというので保険料を払うようになったわけだから、今のを見ると、本当に高齢者で物事がこれだけわかって、ちゃんと使える人というのは圧倒的には少ないのではないかと。まさに包括支援センターにつないで、ケアマネジャーさんがよく勉強して、何を使えるかというふうにつなげていかない限り、みずから

選んでやる人というのは非常に少ないのではないかなというふうにちょっと思うものですから、あえて聞かせていただいたのですけれども、実際はどうなのでしょう。

（長寿いきがい課長）確かにこのサービスの内容にしましても、1つ名称をとりましても、高齢者の方にはなかなかわかりづらいというところはあるかと思います。ただ、その中で情報を高齢者に対して、あるいはそのご家族に対してなるべく丁寧に説明ができるように、地域包括支援センターというものもできました。その中で、市といたしましても事業者さんに対しまして、細かな内容の説明であったり周知を十分にさせていただくようにというようなところで、相談に来たときになるべくわかりやすく内容を説明していただくように心がけてやっております。以上でございます。

（竹田）皆さんのせいではありませんからね。そういう制度をつくってくるのは国ですからね。本当にわかりやすくやってほしいものだというふうに思うのですけれども。

歳入の中で、いわゆる調整交付金が、これは本当にさじかげんで来るのですけれども、歳入の中の国庫補助金、調整交付金が173万3,000円減らされてきていますよね。これは、高齢化率が高い自治体ほどたくさんもらえるというふうにちょっと私は受けとめていたのですけれども、割合から来ると、平成25年度が、占める割合が0.9%、26年度が0.8%で減らされてきているのですが、国全体の中の調整だから、これは仕方がないのか、それとも何か理由があるのでしょうか。

（長寿いきがい課長）調整交付金というのは、高齢者の65歳以上の方の前期、後期の割合と、それからあと高齢者の方の所得状況によってこの辺の配分が変わっておりますので、今年度0.94というところがございますので、所得の収入が多い方が割と多いとか、あとは高齢者の分布で若い方が多いとかというような状況で、この率が下がっているのではないかと考えております。

以上でございます。

（竹田）わかりました。中ではもう介護保険が15年ですよね、たって、

滞納者数と、差し押さえなどされている方はおられるのでしょうか。

（長寿いきがい課長）介護保険制度の中で差し押さえをしているかどうかというところなのですけれども、介護保険制度には保険料を一定期間納めていただかないと給付制限というものがございまして、一番大きなペナルティーですと3割負担、利用料が3割になってしまうというところがあるのですけれども、このようなペナルティー等がございしますところから、差し押さえ等は現在行っておりません。実際に滞納した件数がどのくらいかというところでも、27年度滞納繰越の件数といたしまして4,590件、金額といたしますと2,633万2,140円でございます。

以上でございます。

（竹田）結構大変な人たちがふえているなというふうに思うのですけれども、そういったところでは3割、給付制限をされているということで、給付制限にするにしても、滞納期間によって制限の内容が違ってきますよね。そうすると、滞納期間によって制限をしている人たちの区別で教えていただきたい。

（長寿いきがい課長）給付費の減額措置ということで9割から7割、3割負担になっている方につきましては、今制限を受けている方が3名いらっしゃいます。その中の2名の方がサービスを利用しているという状況でございます。

それから、償還払い化といたしまして、一旦自分で負担をいただいて、残りの9割分は申請をいただいた後に市から返すというような方が今1人おりますが、その方はサービスを使っておりません。

以上でございます。

（竹田）保険料を払えるのに払っていない。3割負担といっても、デイサービスくらいだったらそんなに負担はないと思うのです。負担はないって、大変な人だからあれだと思ってしまうのですけれども、もう少し内容について、例えば1回食事自己負担しなければいけないとかと、多分1,500円くらい持っていくような、だから4,000円か5,000円くらい必要なのかなと思うのですけれども、それを後で還付してもらおうとか、保険料を払

った時点で戻るとかというのを、中身をちょっともう一度教えてください。

(長寿いきがい課長) 給付制限の内容でございますけれども、例えば1年間滞納した場合、保険給付の償還払い化というところで一旦10割、100%分を全部事業者に払っていただきまして、その後市の方に申請をいただきまして、市のほうが9割分をお返しするという形をとっております。

また、それ以降も1年6か月を超えて滞納した場合には、保険給付自体を一時差し止めをさせていただいて、未納である保険料に充当したりというようなこともやっております。

以上でございます。

(竹田) ということは、1年6か月以上滞納している方も何人かの中には、さっきの言った4,590人ですよ、人数でいうと。使いたくても使えない方というのは一つ一つ細かく見るとおられるのではないかと思いますけれども、そこら辺はつかんでいらっしゃいますか。

(長寿いきがい課長) あくまでも今償還払いになっている方につきましては1名でございます、ほかの方につきましては2年を超えて納められなくなるのですけれども、そこをなるべく臨宅等で訪問しながら、分納ですとか納付の誓約をいただきながら、欠損しないような形で、少しずつですけれども納めていただいているという状況でございます。

(竹田) いわゆる所得の低い人ほど重症化しやすいというふうによく言われていますよね。早くお金があれば、当然医療も窓口に行けるし、介護にもつなぐことができるけれども、お金がないために我慢して、最後施しで医療を受けたりとか、あと介護でやったりするという点では、鴻巣の中ではそういうことというのが見ることができるのかどうか伺っておきます。

(長寿いきがい課長) 所得の低い方が重症化しやすいというところがございますけれども、介護保険の給付あるいは申請等を受けている中では、その辺のちょっと印象はないのですが、基本的にサービスが使いにくくなるというところは確かだと思っておりますので、その中で逆にサービスを受

けていれば、もう少し介護度が下がったかな、リハビリができたかなみたいなどころはあるのかなとは感じております。

以上です。

（竹田）先ほどの給付制限を受けている人ですけれども、介護の利用料金は軽減制度をつくっていただきましたよね。所得の低い人はつくっていただいたのだけれども、払っていなければ、その権利も発生しないということもあるのでしょうか。基本的に私は一番悪循環への……変な話、悪循環にならざるを得ない。保険料を納めていないと、いろんな利用料の軽減にもならないと。だけれども、納められない中で3割負担をしながらやっていくというふうになると、非常に悪循環になるかなというふうにちょっと思うものですから、軽減の基準の中に完納していることも含めてあるのでしょうか。

（長寿いきがい課長）介護保険料を滞納されている方につきましては、利用料の軽減も含めてですけれども、いろいろな高齢者福祉サービスにつきましてもその辺の条件がございますので、未納されている方につきましては若干支給できないようなものもございます。

以上でございます。

（潮田）2点だけです。

歳出のほうでの保険給付費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、また介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費、これ前にもお聞きしたことがあったかと思うのですけれども、受領委任払いを鴻巣市はやっておりませんけれども、県内で受領委任払いをやっている自治体、幾つぐらい。

（長寿いきがい課長）一般質問のほうでもお話をいただいて、受領委任払いというところで、償還払いではなくて、最初から1割負担の利用料で済むというような制度がございます。そこにつきましても、市といたしましても、今行っているのは生活保護の方に対してだけでございますので、それにつきましては今後やっていければというふうに考えておりますが、今近隣でどこが何件ぐらいというところがちょっと手元にはございませんけれども、近隣で北本市さんであるとか上尾市さんであると

かはやっているというふうに伺っております。

以上でございます。

（潮田）そのことによって、利用したい人が利用できるようになりやすい、それが単純に介護費がふえてしまうとかという、そういうことではなくて、やはり事務作業的にも楽になるのかな。どっちが楽になるのか難しいと思うのですけれども、ちょっとここについては今後の、26年度は償還払いですけれども、27年度もそうですけれども、次の考慮をしていただきたいと思っております。

あともう一点は、認知症地域支援推進員設置事業、これは26年度から始まったものですけれども、どうもこのイメージが1人だけがコウノトリさんのところに配置されたということですが、どのくらいの活動をされて、これがどのような効果を26年度生んでいるのでしょうか。

（長寿いきがい課長）26年8月から1名ということで設置をしております。活動内容ということでございますけれども、まず本人の相談ということももちろんあるのですが、そのほかに本人を取り巻く医療機関ですとか、あと介護保険の事業所、そういうところと医療と介護の連携をとりながら、その人に適切なサービスを提供するというところを主な目標としておりますので、その辺の連携支援ということが主な内容になるかと思えます。

実績といたしまして、まず地域において連携を図るための事業といたしまして関係機関へのつなぎ、あるいは連絡調整といたしまして、これ26年8月からの部分でございますが、39件、それから認知症ケアパス作成のための連携支援が7件、あと医師会サポート医とのネットワークの構築が4件、あと包括等の認知症対応力向上支援というのが6件で、トータルで56件ということで、56件の調整を行っております。

そのほかにご家族や本人からの相談支援、あるいはその体制の構築をするための事業といたしまして認知症の相談支援が、まず新規の相談件数が実件数で51件、継続相談の支援件数が310件で、合計361件の認知症の相談をお受けしております。

それから、認知症の初期集中支援チームの設置の検討が2回、それと認

知症カフェの事業実施の企画調整が2回、それから包括圏域ごとのケアパスの作成や普及に関して7回、それから認知症の正しい地域や家族支援の啓発、周知ということで4件、認知症に関する事業の協力支援ということで1件で、合計で377件、2つの事業を合わせまして433件の実績という形になります。

以上でございます。

(潮田) この認知症地域支援推進員設置事業、これ負担割合は国、県、市でどのぐらいだと。

(長寿いきがい課長) これ地域支援事業に入りますので、地域支援事業の任意事業という形になります。先ほどの負担割合のところ、歳入のところの4番の負担割合でございますけれども、地域支援事業のその他の部分になります。国が39.5、県が19.75、市が19.75、1号被保険者21%という形の負担割合でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 介護保険は保険料を払って、公的な制度として地域で支える、公的に支えると言われてきましたけれども、見直しをされるたびに複雑多岐になって、これは市の責任ではありませんけれども、あわせて給付制限がされてくるというところでは、一番大変な人たちがなかなか介護でお世話になることができないような仕組みにどんどんなっている本決算に反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第78号 平成26年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 賛成多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時45分)

◇

(開議 午後4時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(国保年金課長) このあと後期高齢者医療特別会計の決算の説明をさせていただく前に、ちょっと報告を。先ほど答弁の保留といたしますか、潮田委員さんから……竹田委員さんでしたか、短期証の関係です。ごめんなさい。失礼しました。

短期証の18歳以下は最初から郵送していますけれども、それ以外の方ということで確認しました。今回6、7、8、9と4カ月が出ていますけれども、残り1カ月で郵送したところですよ。ですので、これ毎回どうかというと、ずっと短期証の方は年3回になりますので、そういう方については最後の1カ月だけ、最後の分はお出しするという形で、その間に医者にかかっていなければお見えになりませんが、かかっている方についてはそこでいろいろ相談になりますので。それでも依然として来ていない方については最後の1カ月のとき郵送している、そういう状況でございます。

(長寿いきがい課長) 私のほうから、一般会計の決算の中で竹田委員さんのほうからお話がありました重度要介護高齢者手当が重度心身手当から移行している中で、こっちがなぜ減っているのかというところなのですが、実際にちょっと確認させていただきましたところ、移行ということではなくて、ダブって給付を受けている、両方給付を受けているという方がございますので、逆に私どもの高齢者手当と重度心身障害者手当

を5,000円ずつもらっている方については、高齢者手当のほうがなくなって、重度心身のほうが優先するというような形がございまして、逆に少し減るような部分と、あと重心のほうの手当につきましては1,500円と3,000円とまた別の手当がありまして、そちらだけを申請している方については新たに高齢者手当のほうを選んでいただいて、そちらのほうが高齢者手当で高いですので、そちらを選んでいただいて支給をしているという方もありまして、減る部分とふえる部分がございまして、人数もそう多くなく、実際に非課税の方は19人でございますので、余り大きな影響ではなくて、実際に実績が落ちたというところでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

(委員長) それでは、議案第81号 平成26年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(竹田) 後期高齢者の医療の特別会計は基本的には市は納付をしていただくと、納めていただいた分を広域連合に納めるという仕組みなので、そういう点から言うと、広域連合で保険料を決めるようになるのですね。ですので、広域連合に選出される議員の役割というのは非常に大事だというふうに私は改めて思います。平成22年、23年にかけて、私ども共産党が推薦した議員が2人いて、2人の人が議会の中でよく審議をして保険料を引き下げたという実績もありますので、やはりきちっと物を言う議員が広域連合に出るかどうかというのは、私は非常に大事なというふうに思います。

そういうところでは、全県的に集めてきて、本会議でも質疑ありましたけれども、広域連合の中の支払基金の残高というのは実際にどのくらいあるのか、まず確認をしておきます。

(国保年金課長) 基金というのは2種類ありまして、埼玉県に財政安定化基金、それと広域連合に保険給付費支払基金、これがありまして、今

のご質問は保険給付費支払基金の話だと思いますので、平成26年度末で約140億円ございます。本会議でも説明があったと思いますが、2カ年でこの基金から繰り入れをして、支払いに充てるということになっていますので、今後140億円をまた繰り入れていくという予定という話は聞いております。

（竹田）埼玉県は、県からの繰入金非常に、後期高齢者広域連合に対するというか、医療に対する繰入金が全国的に少ない県だというふうに私は伺っているのですが、実際の金額というのをわかったら伺いするのと、県の財政安定化基金の規模、幾らあるのかということもあわせてお聞きします。

（国保年金課長）広域連合の保険給付費支払基金の繰り入れにつきましては、当時80億ぐらいあったうちの60億程度を2カ年で入れていくということでしたので、ただこの間剰余金とか発生した中で、26年度末は140億ということになっておりますので、また今年度、今のところ40億円ぐらいを今度繰り入れするのではないかと聞いておりますので、今の今後の補正で出てくるのかなと思っておりますけれども、98億円程度に基金が残高になる、今年度末でそのぐらいかなというように伺っております。

それと、県の財政安定化基金ですが、26年度末基金残高は約91.7億円あります。これ本会議の中でもありましたけれども、かなり大きな予算規模でありますので、91.7億というのがそれほど大きな額だとは思っておりませんが、広域連合といたしましてもこれを利用して保険税の引き上げ、また来年ありますけれども、引き上げに対してそれが幾らでも貢献できるように、広域連合としても県や県知事に要請していくという事は聞いていますので、来年度また2カ年終わりますして、新たな28年、29年の保険料率がまた広域連合で決まっていきますので、今のところ後期高齢者の医療費が多少抑えられてきたと、多少鈍化したという状況ですので、保険料率が変わらないか多少ふえるかもしれませんけれども、その中でこの2つの基金活用して、できるだけ引き上げが抑えられればと私どもは考えております。

(竹田) 後期高齢者広域連合の中で質問する人は1人だけなのだそうです。共産党から出ている工藤かおるさんという議員しか一般質問もしないし、発言もなかなかしないという中では、やはり広域連合の中で県民の皆さんの保険料を決める大事な役割だから、それなりの役割を果たすことが大事かなというふうに考えていますが、そういう中で、例えばこの中に滞納……収納率が99.42%、他の会計に比べると高いのですけれども、でも未収金というか、そういうこともあります、そういう人たちに対するペナルティーとか、そういうものはあるのでしょうか。

(何事か声あり)

(竹田) したことに対するペナルティー。

(国保年金課長) 大きく言えばほとんどないのですけれども、私ども広域連合の中に所属しておりますけれども、多少そこの自治体というか保険者によって保険事業が違います。先ほどの話の中で、特定健診は国保ですけれども、健康診査は本市は行っています。あるいは保養施設の助成金3,000円も行っています。あるいは人間ドックの助成金も行っていますけれども、市によってはないところもあるわけです。その辺で、例えば保養施設の助成金3,000円については、滞納状況を見させていただきながら、これはあれば助成金は一旦とめさせていただいております。

(竹田) ということは、そういうオプションの部分ではありますけれども、保険証を交付しないとか、そういうことは基本的にはないと、1割負担ですけれども、全額払わせるとか、そういうことは基本的にはないということで確認でいいのでしょうか。

(国保年金課長) 実は、後期高齢者も短期証と資格証という制度自体はあるのです。ただし、保険者は広域連合ですから、多くの自治体で短期証の発行と資格証の発行を今まで控えていましたので、私どもも短期証の発行と資格証を発行しておりません。ただし、じわりじわりとほかの自治体で短期証を少し出すようになってきていますので。今まで75歳以上の方に資格証を発行しておりませんでした。今後もしれば短期証を発行したくないのですけれども、まだ県内ではどちらかというと資格証を発行している自治体が少ないですので、その辺は広域連合からまた要

請があるかもしれませんが、その辺十分慎重に検討していきたい
と思います。

(竹田) 最後です。

75歳ということは、戦後ことし70年ですから、戦争をくぐり抜けて今日
の日本を築いてきた人ですよね。最後の医療の施しを受ける段階でその
人の人権を守ること、その人の命を全うするために支援をするのが、私
はやっぱり一つ一つの行政の果たす役割だし、後期高齢者医療制度だと
いうふうに思うのです。そういう点では、いろんな事情で滞納せざるを
得ないけれども、やはりその人の人生を迎える、失礼だけれども、でも
私たちも行く道ですから、そういう点ではぜひ頑張っていたきたいな
というふうに思います。

それとあわせて、そこに選出されるということで候補者になっている方
にも強く申し上げて終わります。

(何事か声あり)

(竹田) お願いしておきますので、よろしくをお願いします。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第81号 平成26年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定につい
て、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり認定されました。

（国保年金課長）先ほどこの前に国保の短期証のお話ししたとき、ちょっと私言葉足らずだったと思うのですけれども、今回一月前に短期証、残りの方お出ししたということなのですけれども、この10月が保険証の一斉更新なのです。保険証が1年というのは10月から9月なので、最後1カ月のときにお出ししたということで、このタイミングで出していますので。ちょっと私言葉足らずだったかなと思ひまして、つけ加えさせていただきます。

（委員長）以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。なお、会議録の調製及び委員長報告の報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後4時21分）